

経済産業省委託事業

ブラジルにおける模倣品対策の制度及び運用状況に
関する調査

2018 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

目次

概要	1
(i) 国境措置.....	1
(ii) 警察の取締り	2
(iii) 刑事訴訟	2
(iv) 民事訴訟.....	2
(v) 他の政府機関による支援	2
序論	4
ブラジル国内の模倣品に関する概説.....	6
ブラジル国内の模倣品に関する状況の概説.....	6
ブラジル国内の主な模倣品市場.....	7
模倣品の流通ルート.....	11
ブラジルの知的財産に関する規則および国際条約の概説	14
ブラジルで知的財産の保護にかかわる官庁.....	18
開発産業貿易省（MDIC）	18
文化省（MC）	19
農業省（MA）	19
健康省（MH）	19
独立した政府／非政府組織.....	19

ブラジルの司法制度およびブラジルにおける知的財産の保護.....	21
知的財産の侵害に対する法的救済の概要.....	24
法的救済の特徴、最も多く利用される救済、いかに救済を適切に 利用するかのアドバイ ス、各救済が利用される頻度の統計.....	26
知的財産権の執行に関するその他のコメント.....	27
知的財産の税関による執行	28
適用法	30
差止め命令が適用される模倣品.....	32
税関の知的財産権登録制度.....	32
物品検挙のための手続.....	33
・ 税関当局内の行政手続.....	34
・ 税関に関連する司法手続.....	35
正式な税関手続.....	36
税関の情報共有（データベース等）	36
税関による国境管理の実際の活動（法および規則との差異等）	36
代表的な成功例と失敗例、およびそれらから導かれる提案.....	37
グレーマーケットの状況.....	38
CADE による行政的取締り	40
適用法	42
・ ブラジル独占禁止法（2011 年法令 12,529 号）	42

・ CADE 決議 2016 年第 17 号	44
罰則決定の手続.....	45
罰則の対象となる侵害のパターン	45
罰則の種類	45
CADE の実際の活動.....	47
知的財産権に関連する CADE の判例.....	48
知的財産の警察執行	50
適用法	50
・ ブラジル刑法（法令第 2,848/40 号）	50
・ 産業財産法（1996 年法令第 9,279 号）	52
・ ブラジル刑事訴訟法（1941 年法令第 3,689 号）	53
押収の対象となる模倣品.....	55
摘発の手続	55
正式な警察手続.....	55
実際の運用	57
刑事訴訟の手順.....	57
実際の事案およびそこから生じる提言	59
その他の行政機関	61
司法救済（民事訴訟）	62

適用法	63
・ ブラジル民事訴訟法（2015 年法令第 13,105 号）	63
・ 工業財産法（法令第 9.279/96 号）	65
・ ブラジル消費者防御法（法令第 8,078/90 号）	66
訴訟手続	67
損害賠償および救済.....	67
損害賠償および救済、利用可能な救済.....	68
差止めによる救済.....	69
訴訟における証明.....	70
利用可能な防御方法.....	71
上訴手続	71
証拠収集	72
過失に関する訴訟.....	73
実際の事案および教訓.....	74
インターネットにおける模倣品の違法販売への対策.....	76
管轄当局および適用法.....	77
・ インターネットに関する権利枠組み（法令第 12,965/14 号）	78
・ 命令第 7,962/13 号（イーコマースにおける契約）	80
インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）の法的責任	81

インターネット上の侵害の停止.....	82
ドメイン名の取扱い.....	82
実際の事案およびその教訓.....	83
ブラジルにおける知的財産の保護および模倣の防止に関する NPO および NGO の概観 ...	85
知的財産保護に関連する政府機関の連絡先.....	87

概要

ブラジルの法的伝統は、民事法の法制度を採用している。重要な法源は、1988 年制定の憲法に根拠を有する立法府により制定された法律である。民事法の国であるブラジルには、主として基本法（共和国憲法）をはじめとして、条例、法律、国際条約にわたる成文制定法に基づく知的財産法がある。

例えば、ブラジルには複数の裁判管轄があるが、他の国との確に対比することはできない。米国では特許侵害訴訟および特許の有効性判断は連邦管轄に属する事項だが、ブラジルではすべての侵害訴訟が州裁判所の管轄下にある。特に強調すると、すべての商標、特許および著作権侵害の訴訟は、州裁判所に提起される。もっとも、商標および特許の有効性に関する訴訟については、連邦組織であるブラジルの特許商標局（INPI）の参加が必要となるため、連邦裁判所に提起しなければならない。

ブラジルにおける模倣行為に対しては、以下のような異なる法律上の是正措置が実施される。(i) 国境措置、(ii) 警察の取締り、(iii) 刑事訴訟、(iv) 民事訴訟、(v) オンライン侵害に対する措置。欠点のない解決策やより良い手続は存在せず、解決すべき問題に応じた代替手段を検討する必要がある。

(i) 国境措置

知的財産保護に関しすでに存在する法律の他に、ブラジルの国境措置に関する知的財産権の行使の主な法的根拠は、税関規制令（連邦令第 6,759/09 号）および TRIPS および後述する行政部門の追加規則である。上記の規制は、模倣品であることが疑われる商品の検査および留置に関する一般的な指針を定め、最終的な押収および摘発のための行政手続について規定している。

留置は、侵害行為の一応の証拠がある場合、職権または権利者の請求により行われる。したがって、税関職員は、商標および著作権の侵害が疑われる調査対象製品を留置することができる。製品がいったん留置されると、権利者またはその代理人は、10 営業日以内に連絡を受け、サンプルの収集および当該製品が本物であるかについて正式な宣誓による供述を行うことになる。製品は、本物であった場合には輸入者に返還される。

問題の核心は、ブラジル産業財産権法第 198 条の構造である。同条は、「*税関当局は、職権または利害関係人の請求により、検査時に、偽造、改造もしくは模倣された標章または製造者の虚偽表示を含む製品を押収することができる。*」と明記されている。同法は、税関に

よる模倣品の行政上の押収について明示的に規定しているが、(依然として)ブラジルの税関当局は、輸入者に対する訴訟を提起して模倣品の司法上の押収を求めるよう権利者に要求する。要求通り司法プロセスに移らなければ、製品は返還されてしまう。

(ii) 警察の取締り

警察および刑事訴訟は、多くの場合、効果的な執行措置であり、模倣行為に使用される機器や機械もまた押収され破壊される場合がある。警察の取締りの利点は、多数の侵害者に対して同時に、また事前に特定されていない侵害者に対しても実施できる点である。

(iii) 刑事訴訟

刑事訴訟か民事訴訟かの選択は、以下の点を考慮した結果に左右される。すなわち、権利者にロイヤルティーおよび補償を受け取る意思がある場合、当然民事訴訟を選択することになる。いずれの裁判管轄も、さらなる販売を中止するよう被告に命じる場合があるが、民事裁判管轄が補償の判断を付け加えることができる一方、刑事裁判管轄は、懲役・禁錮および／またはその他の制限を目的とする。

刑事訴訟は知的財産権侵害者に対する強力かつ戦略的な手段であるが、検討は慎重に行う必要がある。知的財産権侵害訴訟はすべて細心の注意をもって提起されなければならないが、不当に刑事訴訟を提起または訴追し、その後被告が無罪とみなされた場合、これは補償および精神的損害の賠償を求める賠償訴訟のきっかけとなる可能性がある。

(iv) 民事訴訟

刑事訴訟は、模倣の疑いのある企業を実際に支配する個人を対象としていることから、強力な手段であるとされるが、他方で、民事訴訟は精神的損害賠償および財産的損害賠償の両方を求めるものである。財産的損害賠償額の算定基準は、次のように要約することができる。(i) 侵害が発生していなかったならば権利者が得られたはずの利益（いわゆる逸失利益）；(ii) 侵害者が侵害行為によって得た利益。(iii) ライセンス契約を締結していたならば、侵害者が権利者に支払ったはずのライセンスフィー。

(v) 他の政府機関による支援

消費者安全基準および／または消費者保護を担当する機関を特に考慮し、模倣執行プログラムを支援するために利用することのできる行政機関がある。ここに簡潔に説明されてい

るそのような機関の例としては、ANVISA、INMETRO および ANATEL がある。まず、ANVISA は、とりわけ特定の補助食品、医薬品、ヘルスケア製品、化粧品、香水、個人用衛生用品、消毒剤および薬剤の認定に関する機関である。INMETRO は、法定計量が機能する分野における計測が完全に正確であることを確認する。

序論

ブラジルの模倣品対策の、制度および運用を概説するにあたっては、簡潔な序論がなければ、これを始めることは難しい。本調査報告書の目的は、当該概説を行い、かつブラジル国内の模倣品に対抗するために選択可能な方法を理解することを希望する、日本国内の知的財産所有者のための指針を立案することである。本調査報告書には、各地域に対応した解決策および各地域で適用される法規に加え、国内のブラジルに関する問題の概説が含まれる。

当該事項は、模倣により、ブラジル国内にもたらされる影響（事業部門ならびに連邦政府、州および地方政府に関連する租税回避により生じる損失によって測定され、各年の当該損失額は、1,150 億ブラジルリアル（約 400 億米ドル）であると推定される）に極めて重要な関連性を有する。当該問題は、ほぼすべての経済部門（衣料品、眼鏡、靴、電子製品、CD、書籍、化学製品、医薬品、自動車部品等）に及んでいる。当該不法行為が、組織体およびブラジル市場を危険な状況に追い込むという難しい問題が生じており、その原因は、知的財産権保護の不存在ならびに継続的な著作権、商標および特許権の侵害に加え、不正競争の増加にある。

経済協力開発機構（OECD）のデータによると、世界全体における模倣された物品の輸入取扱金額は、年間 4,610 億ドルであったが、これは、アイルランドの GDP と等しく、かつ世界全体の商取引金額の 2.5%に相当する（Trade in Counterfeit and Pirated Goods : Mapping the Economic Impact Report－2013 年）。たいていの製品は、中国等の、中所得国または新興国で生産されたものである。

当該行為の実施を動機付ける要因は、社会が商標に帰属させた価値の上昇から始まり、低価格要求に関連する要因など、数えきれないほど存在する。Federation of Commercial Entities in the State of Rio de Janeiro, Brazil (Fecomercio－RJ) が 2014 年に実施した調査においては、模倣された物品を取得したブラジル人の 94.5%が、価格が重要な魅力であり、かつ当該物品をオンラインで消費することが増えてきていると証言している旨が強調されている。驚くべき事実、多くの消費者が当該行為を犯罪であるとは考えていないことである。

SPC Brazil が 2015 年に発表した、意識的な消費に関する別の調査によると、模倣された物品は買わないと断言した者の数は、面談による調査対象者のわずか半数（50.6%）に過ぎないことが明らかになった¹。

¹ 出所：Fecomercio—SP—2017 年。下記 URL より入手可能。
http://www.fecomercio.com.br/upload/file/2017/06/21/cartilha_combatepirataria.pdf

ブラジル国内の模倣品に関する概説

ブラジル国内の模倣品に関する状況の概説

主に、ブラジルの法理学の観点から「模倣品」の定義を考察した上で、本調査報告上、何を「模倣品」と解釈するかを定めることが重要である。現在、模倣（ポルトガル語で「*contrafação*」という）は、商標、特許権、あらゆる著作権などの、あらゆる知的財産に対する侵害行為にあたるとみなされている。また、模倣は、「パイラシー（海賊行為）」という一般的な用語で知られている。

現代の解釈では、「パイラシー」という用語は、15 世紀に、海運取引を背景に生まれたとされている。当該用語は、船舶への攻撃および国または国が保証する会社の集合体が出荷した商品の横領を繰り返していた国籍をもたない個人に、より適切に当てはまるものであった。パイラシーという概念は、商業領域に関連する法律の前提に非常に堅くはめ込まれていたため、欧州の船舶は、当該概念が有する、現地の商人に対する略奪行為という特徴を、しばしば合法的なものとみなしていた。

16 世紀および 17 世紀中に、ベネチア法およびイングランド法は、特定の出版業者に対し、印刷に関する独占権を付与し、かつ法の支配による統治を確立した（例えば、検閲制度）。19 世紀の間、当該用語は、著者の同意を得ずに、またはロイヤルティーを支払わずに、自己の個人的利益のために書籍の複写を頻繁に行っていた出版業者に対し繰り返し適用された。当時のたいていの議論は、現地の法規が管轄権を有しない諸外国で、認可を得ずに行われる作品の複製を主な対象としていた。当該用語は、昔の用法および新たな意味のいずれにおいても、財産または専属的権利への侵害を意味するため、両者は相互に関連性を有している。

模倣に関連した、「パイラシー」という用語の当該用法（例えば、知的財産権の侵害）は、20 世紀の間に普及した。当該用語は、その他多くの物品および製品（特に、書籍、医薬品、靴、衣服など）に適用された（そして、現在に至るまで適用されている）が、一般的に、いかなる違法な侵害についても用いられている。

現在、模倣に対する戦いが、多くのさまざまな地域で行われている。財産の違法な使用、流通および生産に関する法律および論法は、保護貿易論者による無形財産（商標、特許および著作権等）に対する支配を徐々に強めていくような政策に集中している。

第三者の製品を複写し、複製し、または販売する行為は、当該第三者の権利ならびに当該第三者の主要な商標の制作者およびその所有者の意思を軽視する行為であり、かつこれらの製品が原製品ではないことに疑いの余地を残さない行為である。少なくとも文学作品に関する複製権には期間制限があったため、当該問題は数世紀にわたり世間の人々を悩ませているものの、当該行為が、基本的に、パイラシー（すなわち、過去に（特に、アフリカ東海岸で）行われた行為となお同時に存在し、かつ広められてきた違法行為）の現代の定義であり、かつ最近の重要な討論および議論の対象でもある。人類による最も偉大な創作物の中には、著作者が誰であるかという紛争に振り回されたものばかりではなく、多くの人々に複写されたものもあり、これらの人々は皆、当該作品に対する法律上の、知的財産としての、および／または金銭的な評価を得ようと試みていた。

模倣は、発明者、芸術家、演奏家、執筆者およびその他の一般の知的財産所有者（これらの者には、限られた期間において、自己の創作物を知覚する権利を利用する専属的権利または当該権利に関するライセンスを他者に付与する専属的権利、および所定の期間において自己の創作に対する金銭的補償を受領する権利が与えられた）に影響を及ぼす。

世界中で行われている模倣により生じる社会問題は、利用権の保有者が被る単なる金銭的損失よりも難しい問題である。すなわち、模倣により闇市場が創設される結果、非公式の仕事が生まれるが、そこで働く労働者は一切保護されず、または一切の保証を受けない。また、「海賊版製品」は、これに対する税金が徴収されないため、社会全体に対して損害をもたらす原因となる。さらに、当該行為は、その他の違法行為（麻薬密売ならびに強制労働および／または児童労働の搾取など）のための資金源になるとともに、ますます巧妙化したといわれている。

ブラジル国内の主な模倣品市場

ブラジルでは、地域間の相違は相対的に大きくはないが、特定の地域では、模倣品が発見される可能性がより高くなっている。模倣の影響について、模倣に遭遇した一般的な第三者は、通常、二つのカテゴリーに基づき模倣に対処する。第一のカテゴリーには、真正品の代用という目的がないにもかかわらず、原製品との全体的な類似性を維持している模倣品が含まれる。第二のカテゴリーには、原製品と取り替えることが可能なほど、著しく類似している製品が含まれる。当該第二のカテゴリーのもとでは、使用者が、模倣された物品であることに気付いているか否かが問題となるのではなく、固定客が、当該模倣された製品を原製品であると勘違いする可能性があるか否かが問題となる。

上記の二つのカテゴリーの経済的影響力は、わずかに異なる。なぜなら、第一のカテゴリーは、製品（および／または商標自体）に対して影響を及ぼし、第二のカテゴリーは、商標のみならず消費者をも傷つける可能性があるからである。

重要なことは、各状況における影響が異なるとしても、知的財産権者は常に犠牲者である点および法的に言えば、両方の状況ともに、これを知的財産権の侵害であるとみなさなければならない点を強調することである。

場所の特定について、模倣された物品の流通は、常に、多くの人々が集中する場所（流通が強制的に行われる地域など）と関係する。このような場所は、都市では、一般的に商業地域および交通の拠点と関係しており、このような地域が、模倣された物品が最終消費者に販売される地域である旨を強調することが重要である。明確な境界線または区分は存在しないが、消費者向けの流通の他に、生産地域、輸入地域、流通地域および当該物品が消費される地域があると考えられることができるだろう。

主要な流通の中心地であると明確にみなすべき場所は、数カ所ある。(i) 一般物品のための特定地域 (Rua 25 de Março) を含むサンパウロの商業地区、(ii) 「Bras」 および 「Bom Retiro」 区域の衣料品、(iii) Rua Santa Efigenia およびその周辺地域の電子機器である。リオデジャネイロには、サンパウロの「Rua 25 de março」と類似する、「Sahara」と呼ばれる特定の商業地域が一カ所ある。通常の流通に追加して行われる流通は、非公式の行為の一部となっており、その規模の評価はやや困難である。

これを柔軟性のない考察であるとみなすべきではないが、生産は、通常、現地生産と輸入品を組み合わせで行われる。例えば、製品を構成する幾つかの部分が輸入される一方で、他の部分は現地で生産されている可能性がある。

経済の一セグメントに関連する産業が集中する、大規模な場所を有する地域がある。例えば、一般的に、衣料品および繊維製品の生産で有名なゴイアス州の Jaraguá 市は、その一例である。



図1 ブラジルのゴイアス州 Jaraguá およびゴイアス州の位置²

模倣品の生産の大部分を行わせるために、合法的な請負人およびブランドが狙われる一方で、当該生産の一部は、非公式の市場に振り向けられる。そして、状況によっては、これが、模倣された製品の大量生産の契機となる可能性がある。

² ウィキペディア。Raphael Lorenzeto de Abreu により作成された画像、CC BY 2.5、<https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=1154653>



図2 警察が押収した、20,000点を超える模倣された製品（ゴイアス州 Jaraguá）³

注目に値する第二の場所は、ミナスジェライス州 Nova Serrana 市であり、同市は、模倣された靴の生産および流通の中心地として名指しされてきた。同市もまた、港湾との直接的な関係またはその他の明確な国際的な関係がない地域内に位置しているが、かなりの数の靴の製造会社を招致している。

特定の地域に類似産業が集まることは一般的であるため、当該産業の低い占有率、知識の欠如および権利行使によって、小規模企業が、模倣された製品を生産せざるを得なくなることがある。ブラジルの現状と同様に、経済危機の間に悪化する可能性がある状況である。

実際、SPC（ブラジルの信用調査機関）による 2015 年以降の調査によると、ブラジル人の 69%が、すでに模倣品を購入したことがあり、当該模倣品の大部分は、衣料品（39%）、履物（22%）および電子製品（17%）であった。これは、すでに 4,530 万人の人々が偽造された製品を購入したことを意味する。消費者の 49%が真正性の欠如を隠し、大部分の人々は、55 年間「C」の社会階級にあり、その教育水準は低く、加えて面談による調査対象者の 48%は、購入時においてすでに、真正性について欺かれていたことを考慮すると、模倣品により、ブラジル市場では、300 億ブラジル・レアルが失われていると見積もられている⁴。

³ 出所：ゴイアス州の民警。
<http://g1.globo.com/goias/noticia/2016/12/policia-detem-tres-e-apreende-cerca-de-r-1-milhao-em-roupas-falsificadas.html>

⁴ 出所：<https://www.spcbrasil.org.br/pesquisas/pesquisa/938>

模倣品の流通ルート

特定地域における現地生産に加えて、模倣された製品の主要な原産地が、依然として、中国および／またはその他の同様の構造を有する国々などの、大規模な工業生産が行われ、かつ人件費が低い国々である旨を明らかにすることが重要である。ブラジル国内の輸入場所について、主要なルートは、ブラジルの港湾であり、取扱量を考慮すると、主要な港湾は、(i) サントス港、(ii) Itaguaí (Sepetiba) 港、および (iii) Paranaguá 港である。

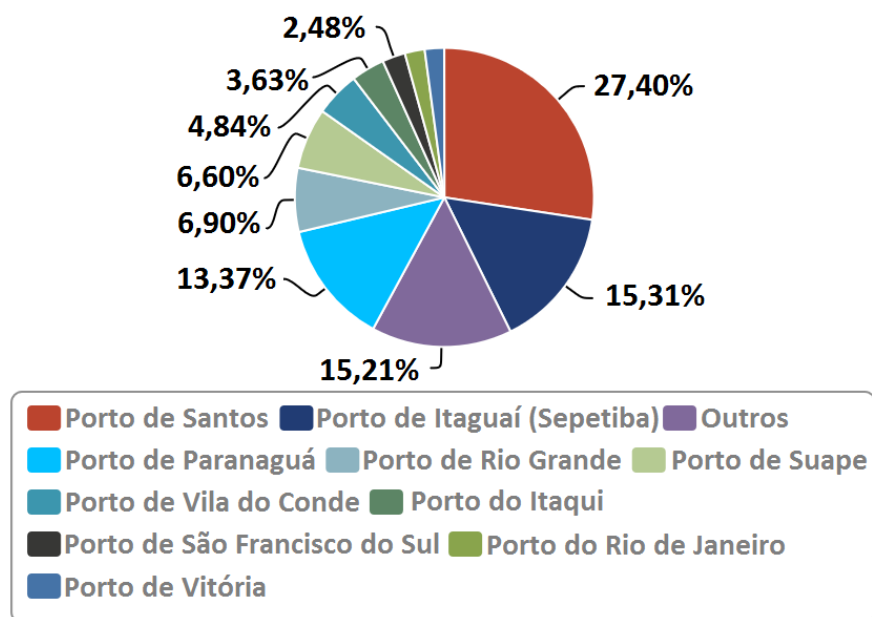


図3 2017年1月および2月のブラジル港湾取扱量⁵

特定地域内の現地生産および重要な工業生産国からの輸入は重要であるが、一方で、模倣された製品に重要なルートを提供しているブラジルの国境の一つがパラグアイとの国境であり、特にマツグロツソ・ド・スル州の Pontaporã 市およびフォス・ド・イグアスに言及しておく。

⁵ 出所：(<https://webportos.labtrans.ufsc.br/Brasil/Movimentacao>) 2017年4月3日アクセス。



図4 マットグロッソ・ド・スル州の Pontaporã および
パラナ州フォス・ド・イグアスの位置⁶

これらの「港湾」の重要性を立証すべく、IDESF（「*Instituto de Desenvolvimento Econômico e Social de Fronteir*」という名称の NGO）が詳細に作成した選集「The Cost of Counterfeit」では、当該犯罪行為により、最も影響を受ける 10 の部門の順位付けを行っている。第一位には、煙草が挙げられている（煙草を扱う一団は、最も暴力的で、かつ麻薬取引をも制圧している一団であるとして、警察当局に知られている）。続いて、次のセグメントが挙げられている。すなわち、医薬品、眼鏡、時計、コンピューター、電子機器、香水、玩具、衣料品および飲料品である。

模倣による収益性は、途方もなく高い。連邦歳入事務局 Federal Revenue Secretariat のデータによると、パラグアイからブラジルへの取引だけ見ても、200 億ブラジル・レアルが、模倣された製品に関連して流通している⁷。

ブラジル反模倣品協会 Brazilian Association against Counterfeit (ABCF) は、2014 年に、ブラジルにおける違法物品の押収作戦の実施状況を公表した。ABCF は複数の州の民警と連携して、全体として、1,200 の作戦（前年比 34%増）を完遂した。主な押収品は、煙草、衣料品および奢侈品などである。サンパウロ州は、ブラジルの主要な消費市場であり、模倣された物品の目的地として選好されている。工業化品の偽造および模倣により最

⁶ Abreu, Raphael Lorenzeto, CC BY 2.5, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=835931>、<https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=1365175>。

⁷ 出所：IDESF-2015 年。 <http://www.idesf.org.br/post/o-custo-do-contrabando> で入手可能。

も影響を受ける市場として第二位に来るのは、パラナ州であり、その次に、リオグランデ・ド・スル州、ミナスジェライス州、バイーア州、ペルナンブーコ州、ゴイアス州、パラ州、リオデジャネイロ州が来る⁸。

⁸ 出所：FNCP－2015年。<http://www.fnep.org.br/forum/release/170> で入手可能。

ブラジルの知的財産に関する規則および国際条約の概説

ブラジルの法慣習は、植民地時代から受け継がれたポルトガルの伝統と結び付いたローマ法およびドイツの法理学に基づいている。ブラジルは、大陸法の法体系を採用しており、その重要な法源は、1988 年に制定された憲法の最後に掲げられた、立法府 Legislative Branch が策定した制定法である。当該体系は、前例に基づくコモンロー（その重要な法源は、判例によって認められた慣習であり、裁判所および社会に対して拘束力を有する）とは相容れないものである。

大陸法を採用する国として、ブラジルは、主に成文法に基づく自国の知的財産法を有し、基本法（共和国憲法）をはじめとし、法典、特定の成文法および国際条約に従っている。ブラジル知的財産法の法的枠組みは、以下の一般的な基準に基づいている。

- ・ 1988 年共和国憲法。その第 5 条 21 項で、基本的な権利としての知的財産権を認めた。
- ・ パリ条約および TRIP（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）などの、連邦制定法によりブラジルで施行された条約
- ・ 刑法、刑事手続法、民法、民事訴訟法および消費者保護法などの一般連邦制定法
- ・ ブラジル著作権法、コンピューター・プログラム保護法および主として、特に産業財産法などの特定連邦制定法
- ・ 市の職員が、模倣された物品の取得、保存または商業化に関連する活動に従事する商業施設を閉鎖することを認めるサンパウロ市法（法令第 14.167/06 号）などの地方制定法

具体的には、以下の規定を考慮すべきである。

- ・ 1996 年法令第 9,279 号：産業財産法（特許、商標および不正競争）⁹

⁹ これは、知的財産を取り扱う主要な制定法である。すなわち、不正競争であるとみなされる可能性のある行為の定義に加えて、特許、商標の申請手続に関係し、かつ当該権利の侵害に関連する主な罰則を制定する規則を指している。

- 1998 年法令第 9.609 号：著作権法および著作隣接権
- 1998 年法例第 9.610 号：コンピューター・プログラム保護法
- 1997 年法例第 9.456 号：植物品種
- 2007 年法例第 11.484 号：集積回路の配置

加えて、ブラジルは、以下の条約等を含む、主な国際的な知的財産に関する法律文書に調印している。

表 1 知的財産に関連する国際条約¹⁰

条約	調印	法律文書	発効
ベルヌ条約 (文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)	—	加入： 1922 年 2 月 6 日	1922 年 2 月 9 日
ブリュッセル条約 (衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約)	1974 年 5 月 21 日	—	—
マドリッド協定 (原産地表示)	1891 年 4 月 14 日	批准： 1896 年 10 月 3 日	1896 年 10 月 3 日
マラケシュ条約 (盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約)	2013 年 6 月 28 日	批准： 2015 年 12 月 11 日	2016 年 9 月 30 日
ナイロビ条約 (オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約)	1982 年 12 月 15 日	批准： 1984 年 7 月 10 日	1984 年 8 月 10 日
パリ条約 (産業財産権の保護に関するパリ条約)	1883 年 3 月 20 日	批准： 1884 年 6 月 6 日	1884 年 7 月 7 日

¹⁰ 出所：世界知的所有権機関 (WIPO) (http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?country_id=23C)

条約	調印	法律文書	発効
特許協力条約	1970 年 6 月 19 日	批准： 1978 年 1 月 9 日	1978 年 4 月 9 日
特許法条約	2000 年 6 月 2 日	—	—
レコード保護条約 (許諾を得ないレコードの複製 からのレコード製作者の保護に 関する条約)	1971 年 10 月 29 日	批准： 1975 年 8 月 6 日	1975 年 11 月 28 日
ローマ条約 (実演家、レコード製作者およ び放送機関の保護に関する国際 条約)	1961 年 10 月 26 日	批准： 1965 年 6 月 29 日	1965 年 9 月 29 日
ストラスブール協定 (国際特許分類に関するストラ スブール協定)	1971 年 6 月 28 日	批准： 1974 年 10 月 3 日	1975 年 10 月 7 日
UPOV 条約 (植物の新品種の保護に関する 国際条約)	—	加入： 1999 年 4 月 23 日	1999 年 5 月 23 日
ウィーン協定 (標章の図形要素の国際分類を 設定するウィーン協定)	1973 年 12 月 11 日	—	—
WIPO 著作権条約 (著作権に関する世界知的所有 権機関条約)	—	加入： 1974 年 12 月 20 日	1975 年 3 月 20 日

言及されていないものの、これらの条約および TRIPs 協定を含む WTO 協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）の網羅的な採用は、十分に適切であり、かつ強制可能である（(i) 万国著作権条約、(ii) レコード保護条約などの追加の条約も含む）。

商標および著作権の実施に関して、以下の行為は、上記の制定法で定めるとおり、民事領域および刑事領域の双方において、知的財産権の侵害であるとみなされる。

- ・ 商標侵害、
- ・ 地理的表示の侵害、

- ・ 不公正な競争の実施、および
- ・ 著作権およびソフトウェアの侵害

権利行使規定により、知的財産所有者は、さらなる侵害を阻止し、かつ実際の侵害および犯罪行為により被った損失を回復すべく、侵害者の有罪を証明するとともに法が定める罰金をこれに課す目的で、民事訴訟を提起することができる。しかし、実際には、模倣者に懲役または禁錮刑が課される可能性はあまりない。

最後に、2014 年の FIFA ワールドカップおよび 2016 年夏のオリンピック競技の開催地にブラジルが選出された際に、二つの特別法が制定されたことに言及しておくことが重要である。ワールドカップ制定法（法令第 12,663/12 号）およびオリンピック制定法（法令第 12,035/09）は、FIFA および IOC が所有する幾つかの商標のうち、周知の標章とみなされるものおよびこれらのイベントが終了するまではすべての活動分野で保護されているとみなされるものについて、最大の保護を提供した。

さらに、スポンサー付きの商標に関する専属的な使用および広告宣伝を確保するため、公式競技場の周辺に商業取引制限区域が定められた。また、ワールドカップ制定法は、当該イベント中のアンブッシュ・マーケティングおよび商標侵害に対する権利行使規定を定めた。

これらの法律は、特にアンブッシュ・マーケティングに重点を置いた、不公正な競争に関する幾つかの側面、およびマーケティング活動への不正によらない攻撃に関するその他の側面に関連する当該法律上の規定の論法および影響がどのようなものであれ、一時的な効果および効力を有していた。

ブラジルで知的財産の保護にかかわる官庁

ブラジルにおける知的財産の保護に関しては、政府の組織および官庁三つに分けることが重要である。知的財産権の付与にかかわる組織、知的財産権の執行に関する追加サービスを提供する組織、そして最後に、知的財産の保護政策（国際的および国内での）を対象とする官庁である。

成功する模倣防止計画の実施と維持のためには、公式な模倣防止機関との協力が不可欠である。この分野では、取引の性質に依存して（例えば輸入品およびすでにブラジル市場に入っている物品に対する税関、そして幾つかの州では専門的な模倣防止担当の警察がある）、また物品の性質に基づいて幾つかの機関が責任を負っている（例えば ANVISA－医薬品に対するブラジル健康監視局）。管轄機関との対話は続けなければならない。知的財産権者が望む場合、かかる対話は直接、あるいは知的財産専門の代理人や弁護士、または類似の活動をしている企業が設立した模倣との戦いを専門とする団体などの代理人によって間接的に、行うことができる。

この意味で、司法省の方針で 2004 年に設立された、政府部門と民間部門両方の代表者が関与している、侵害行為および知的財産犯罪に対処するための全国評議会に言及することが重要である。この評議会の戦略および戦術は、侵害行為対策国家計画に定められている。その第 3 版では、2013 年から 2016 年までの期間に有効な計画が、執行、教育および経済政策という三つの戦線で展開されている。

この計画は、特に 2014 年の FIFA ワールド・カップおよび 2016 年のオリンピックを開催する都市において、海賊行為と戦うことを目指している。これはまた、ブラジルにおける事業環境および法的確実性の強化、および海賊行為と戦う当局と企業の間での交流の推進も目的としている。

開発産業貿易省（MDIC）

：特許および商標を保護する産業財産システムへの投資を推進するために INPI とともに行動する。

- ・ INPI（ブラジル特許商標庁）：MDIC（開発産業貿易省）と相互関係をもつ連邦機関。商標、工業意匠、特許、地理的表示、コンピューター・プログラム、地勢図、フランチャイズ契約、および技術移転に対して責任をもつ。

- ・ **INMETRO（ブラジル計測品質技術国立研究所）**：MDIC（開発産業貿易省）と相互関係をもつ連邦機関。消費財一般の製造と売買における安全基準の確立と執行に対して責任をもつ。INMETRO は知的財産の保護に直接、関連していないが、執行の間接的な手段である。

文化省（MC）

- ・ **FBN（全国図書館財団）の EDA（著作権局）**：言語作品、図および歌の登録に対して責任をもつ。
- ・ **ANCINE（映画行政機関）**：映画¹¹およびケーブル・テレビに関する著作権成果物の模倣に対する政策の確立と執行に対して責任をもつ。

農業省（MA）

- ・ **SNPC（新植物種保護の国家サービス）**：植物種に関する登録および認証に対して責任をもつ。

健康省（MH）

- ・ **ANVISA（ブラジル健康規制機関）**：食品および薬品の規制を担当する機関。この分野に関連する模倣防止の執行において補完的役割を果たす。

独立した政府／非政府組織

- ・ **CONFEA（技術農業農学評議会）**：技術、農業および都市化の工事の登録に対して責任をもつ。
- ・ **リオデジャネイロ連邦大学美術学校**：視覚芸術の登録に対して責任をもつ。
- ・ **リオデジャネイロ連邦大学音楽学校**：歌の登録に対して責任をもつ。

¹¹ 参考 URL： http://www.cultura.gov.br/noticias-destaques/-/asset_publisher/OiKX3xlR9iTn/content/minc-cria-gt-contra-a-pirataria-em-conjunto-com-conselho-superior-de-cinema/10883.（2017 年 11 月 26 日にアクセス）。

- **CGEN（遺伝遺産管理評議会）**：遺伝遺産に係る政策の調整、深化および実施に対して責任をもつ。
- **科学技術革新通信省**：学術機関および産業界における革新の育成に対して責任をもつ。
- **CNCP**：知的財産に対する模倣と犯罪と戦う国家評議会：模倣およびその結果としての脱税に対するガイドラインの深化に対して責任をもつ。協力者として SENACON（全国消費者長官）および ANVISA（Agência Nacional de Vigilância Sanitária）をもつ。

ブラジルの司法制度およびブラジルにおける知的財産の保護

すでに言及したように、ブラジルは大陸法の国であり、ローマ法にその起源をもつその司法制度は、植民地時代にポルトガル人によって導入された。この制度は、連邦政府、および州や都市によって制定された法規に基づいている。ブラジルは、州、地方自治体および連邦区の連合¹²によって形成される連邦共和国である。立法部門、行政部門および司法部門がブラジル政府を構成する。

連邦最高裁判所がブラジルの最高位の裁判所であり、幾つかの管轄事項に加えて憲法レベルの問題を解決する責任を与えられている。連邦最高裁判所はまた、制定された規則（連邦法か州法か規範的法律か否かにかかわらず）が合憲か否かに関する直接訴訟の審理をし、決定を下す。

ブラジルは先例拘束性の原則を採用しておらず、最高裁判所は 2004 年のブラジル憲法の修正後に初めて、特別の状況で、拘束力のある決定を下し始めた。憲法の比較的最近の修正によれば、連邦最高裁判所は、司法部門全体に対して、および連邦、州そして地方自治体のレベルでの直接的または間接的な行政において、拘束力のある法的効果をもつ決定を下すことができる。決定を下すには、憲法問題は裁判所の判事の 3 分の 2 によって、繰り返し、同じように決定されている必要がある。

実際、過去数十年、コモンローと大陸法の制度は収斂しているようであり、大陸法の国としてのブラジルで、判例が将来の訴訟を、ますます拘束するようになってきた。この収斂はまた、ブラジル最高裁判所が再確認した先例から抽出された規則においても起きており、ブラジルの裁判所における今後の決定を拘束するようになっている。知的財産問題に関係する再確認された先例が、論争の対象となっている諸側面での安定化を引き起こす可能性は大きい。

ブラジルの司法制度は、最高連邦裁判所（「*Supremo Tribunal Federal*」）、全国司法裁判所（「*Conselho Nacional de Justiça*」）、上級司法裁判所（「*Superior Tribunal de Justiça*」）、連邦地域上訴裁判所（「*Tribunais Regionais Federais*」）そして連邦裁判所判事から構成される。さらに、選挙、労働および軍事の問題に対して特別の裁判所がある。州レベルでの司法制度は州裁判所と州判事から構成される。

¹² ブラジル国憲法 (http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/Constituicao/Constituicao.htm)

ブラジルの州は、各州の憲法に定められている司法権に基づき、自身の司法制度を定めている。五つの連邦地域上訴裁判所は、連邦裁判所判事によって裁定される決定を求める上訴が関係する訴訟に対して、憲法上の裁判権をもち、国益に関する訴訟も担当する。連邦裁判所判事の裁判権には、いずれかの当事者が州内にいる大部分の紛争についての決定、州外または国外の組織とブラジル内の地方自治体またはブラジルに居住している人との間での訴訟に対する裁定、および、州外または国外の組織と州との間での協定または国際条約に基づく訴訟についての判断に対する責任が含まれる。

ブラジルの裁判権の制度は、労働法、軍法、選挙法などの特定の分野を対象とする裁判権、そして二つの通常の裁判権、すなわち（大まかにいって）連邦政府のすべての組織に関する連邦裁判権と、通常の民事および刑事の裁判権という、重層的な体制をもつ。

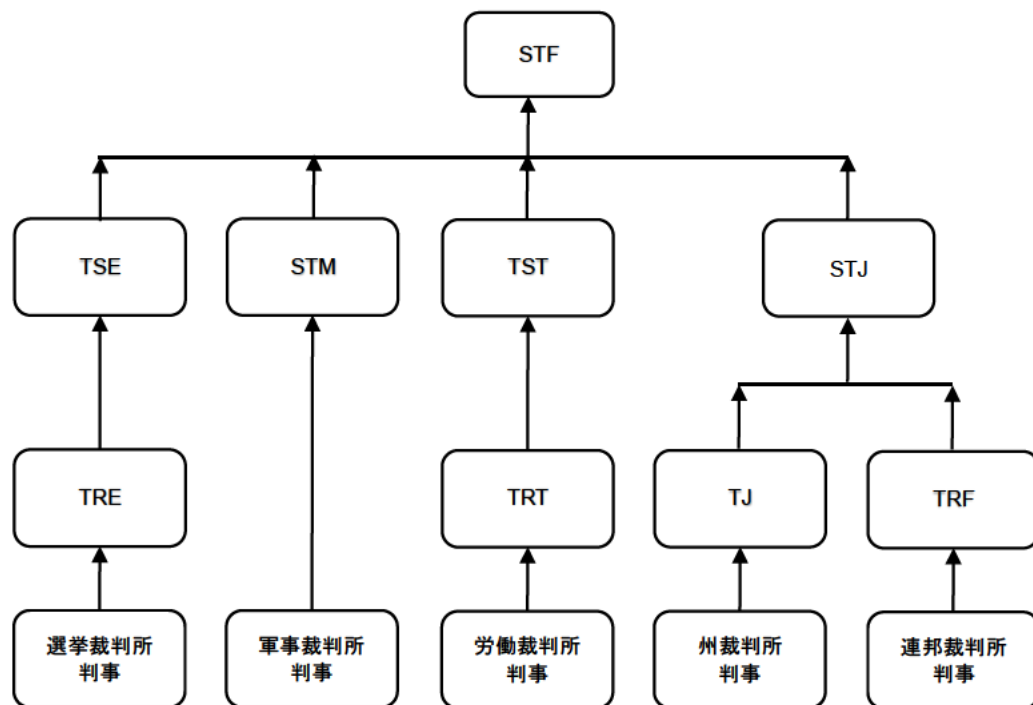


図5 ブラジルの裁判権の組織図 簡易チャート

第二審裁判所と上級裁判所の略語：STF－最高連邦裁判所；STM－上級軍事裁判所；TST－上級労働裁判所；STJ－上級司法裁判所；上級選挙裁判所；TJM－軍事司法裁判所；TRT－地域労働裁判所；TJ－司法裁判所；TRF－連邦地域裁判所；TRE－選挙地域裁判所

裁判権が二重になっている、つまり米国のように州と連邦の裁判権があるが、正確な相互関係は存在しない。米国では特許の侵害と有効性は連邦裁判権の問題だが、ブラジルで

は、すべての侵害が州裁判所の裁判権に入る。特に、すべての商標、特許および著作権侵害訴訟が州裁判所に提訴される。しかし連邦の組織であるブラジル特許商標庁（INPI）が訴訟に参加しなければならないので、すべての商標および特許の有効性に関する訴訟は、連邦裁判所で裁判を受けなければならない。

知的財産を専門とする裁判所に関しては、それが稀であることに言及する価値がある。2001 年、ブラジル特許商標庁（INPI）が所在するリオデジャネイロ州に対して裁判権をもつ連邦地域裁判所は、産業財産を議論する訴訟を独占的に受けるために、四つの第一審裁判所を設置した。それでもリオデジャネイロでは、連邦地域裁判所の幾つかの法廷も、産業財産訴訟に対して特別の裁判権を得た。リオデジャネイロ州裁判所は、知的財産を含むビジネス上の問題に対して裁判権をもつ第一審裁判所をほとんど設置していない。

サンパウロ州は、サンパウロ州上訴裁判所に、法人契約、破算および産業財産に対して特別の裁判権をもつ二つの法廷をもつ。また 2017 年 12 月に実施される、知的財産およびその他の法人問題に対して裁判権をもつ、専門の第一審裁判所の設置の承認が存在した。

より現実的なアプローチに移ると、申立てを裁判所に提起するとき、地元の弁護士を利用することが必須であることに言及することが重要である。選ばれる弁護士は、知的財産問題とともに、民事、警察および税関の救済手段に経験がなければならない。捜査官の利用が普通であり重要でもある。なぜならブラジルでは、刑事でも民事でも侵害の立証責任は原告側にあり、被告は常に、自らを有罪に導く証拠を原告に提示しない権利があるからである。

また、第三者（ライセンシー、地元のメーカーや販売業者など）との関係で、知的財産所有者が一定の予防措置を取ることが必須である。これらの企業は、彼らが受け取る情報や資料のため、もし望むならば知的財産権を侵害できるという独自の立場にある。したがって、強力な倫理的な背景をもつ地元のビジネスマンとのみ取引をするように、地元のパートナーを慎重に選び、知的財産権および知的財産所有者の保護に関するすべての基本的な条項を含む適切な契約を締結した後でのみ取引関係を開始することが強く勧められる。

可能な限り、模倣と戦うための認証技術（セキュリティ・ラベルなど）を利用することが有用であり、ブラジルではかかる技術の利用が増えている。あり得る模倣を継続的に監視することが必要であり、オリジナル商品の売主は、模倣された物品を特定するように教えられ、そうする動機を与えられ、侵害を報告し、フィードバックを受け取るべきである。

知的財産の侵害に対する法的救済の概要

法的救済についての議論の前に、停止通告書の送付から始まる、代替紛争解決手続（ADR）が強く考慮されるべきであることを強調することが重要である。模倣の容疑者または侵害している製品もしくはサービスが特定可能である場合、問題を友好的に解決する試みとして停止通告書を送ることが可能である。

被疑侵害者を特定できない場合、ブラジルでの知的財産権を司法的に執行するには、民事訴訟と刑事訴訟という、基本的に二つの手続がある。これらの二つの主な手続の中で、さまざまな法律の中でも主としてブラジル民事訴訟法（法律番号 13, 105/15）、ブラジル刑法およびブラジル刑事訴訟法（法令番号 3, 689/41）によって規定される、さまざまな多くの具体的な手続が存在する。

基本的な民事訴訟は、下記の流れ図で考えるべきである。

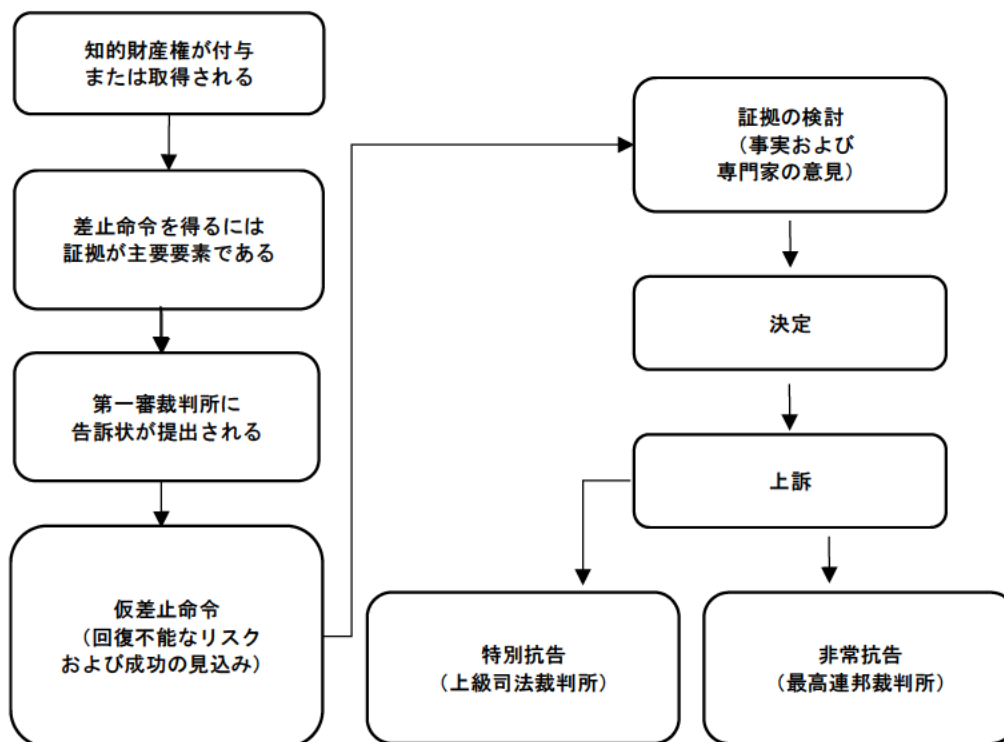


図 6 民事訴訟の基本的な流れ図

これに対して刑事訴訟は、二つの主な手続がある。商標または特許が侵害されたとみなされる場合の私的刑事訴訟に関するものと、主として著作権侵害を扱う公的刑事訴訟であ

る。私的刑事訴訟は知的財産権者が最初の申立てを提出するが、公的刑事訴訟は知的財産権者からの措置には依存しない。

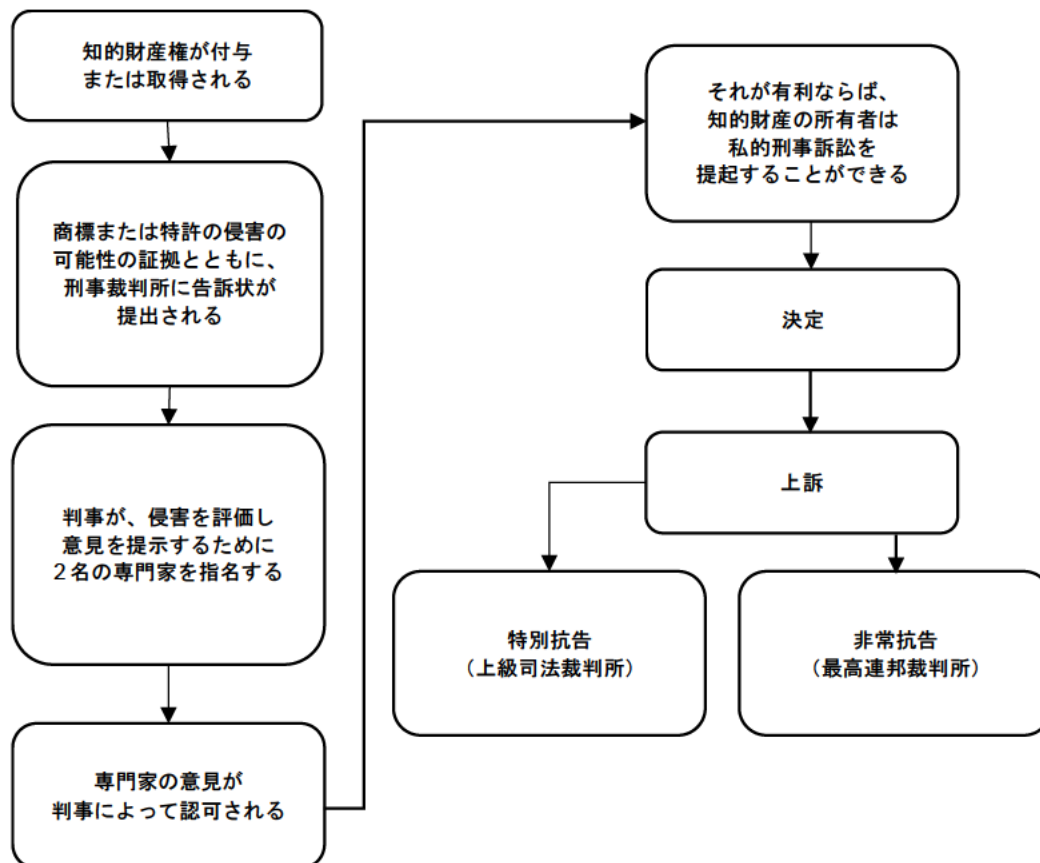


図7 私的刑事訴訟の基本的な流れ図

公的刑事訴訟を引き起こすさらなる論理、特に健康安全問題そして消費者の保護に関する論理が、公的刑事訴訟が商標および／または特許の侵害訴訟も扱うとみなすのに使われることを強調することが重要である。私的刑事訴訟と公的刑事訴訟の手続きの違いに加えて、考慮すべき最も重要な点は、公的刑事訴訟がコントロールできないということである。

訴訟がいったん始まると、検察官（完全に独立している）が告訴をし、知的財産所有者が検察のアシスタントとして認められることはあるが、検察官が原告となる。実際、知的財産所有者は、手続、弁論そしてその有効性に関して、ほとんどコントロールできない。

法的救済の特徴、最も多く利用される救済、いかに救済を適切に利用するかのアドバイス、各救済が利用される頻度の統計

憲法改正により 2004 年に設立された、行政府の独立した部門である全国司法評議会（「*Conselho Nacional de Justiça*」）によって、ここ数年、ブラジル裁判所への提訴に関する統計が編纂されてきた。

全国司法評議会は、35 歳超、66 歳未満の、15 名のメンバーから構成される。任期は 2 年、1 回の再任が認められ、主な裁判所、検察官および弁護士から選ばれる。司法権の運営および財務を管理し、裁判官の職務上の義務を果たすことが、同評議会の責務である。

現在、ブラジルの司法に関しては広範囲のデータが存在するが¹³、知的財産問題に関連する訴訟の数に関しては、特別の正式な情報はない。

正式な尺度はないが、サンパウロ州上訴裁判所における上訴審の非公式な調査が、刑事訴訟と民事訴訟の比較を示しており、それによれば、刑事訴訟は知的財産侵害訴訟の 10 パーセント未満でしか利用されていない。

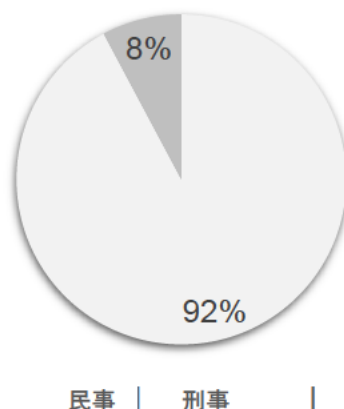


図 8 サンパウロ州上訴裁判所での刑事法廷と民事法廷において、INPI に言及する決定の比較

¹³ 出所：<http://www.cnj.jus.br/>

刑事訴訟は厳格であり、企業を運営する人に直接向けられるが、民事訴訟は柔軟であり、企業を被告とみなす。事実と、人の自由を制限する有罪宣告の可能性のバランスを取るというそれ自体の必要性によって、刑事訴訟の硬直性がもたらされることは理解できる。

知的財産権の執行に関するその他のコメント

したがって最も効果的なアプローチは、考慮されなければならない幾つかの事実の結果として決まるものである。考えるべき最初の問題は被疑侵害者が特定可能な人であるか否かであり、次に当該商品の不拡大の評価、そして知的財産所有者の主な意図である。

もし当該商品がすでに市場に出ており、侵害者が特定可能であり、友好的に、または、最悪のシナリオでは裁判所命令によって解決の可能性があるならば、最も効果的な執行手段は、停止通告書の送付から始まる民事訴訟である。もしその通知が問題を解決しなかった場合には、事件の詳細に応じて、補償と停止を要求する知的財産侵害訴訟の提起までエスカレートできる。

当該商品がすでに市場に出されているが侵害者が特定できない、例えば当該商品が普通の小さな店舗、低コストの商業センターのスタンド、あるいは街頭行商人によって売買されているという、別のシナリオに直面した場合、最善の手段は警察の手入れを利用することである。状況によって、警察の手入れの結果として民事および／または刑事の訴訟が引き起こされるかもしれない。

刑事訴訟か民事訴訟かの選択は、以下の考察の結果に依存する。すなわち、知的財産所有者がロイヤルティーおよび補償を受け取ることを意図している場合、民事訴訟という選択が必須である。どちらの訴訟でも被告に、さらなる商業化を止めるように、直接、命令することができる。しかし民事法廷が補償によって補完をする一方で、刑事法廷は懲役・禁錮および／またはその他の制約を課すことを目的とする。

ほとんどの刑事訴訟は、侵害者に対する決定を含む最終決定に到達していないことを強調することが重要である。特に、短期間とされている時効という困難、非常に複雑で形式的なアプローチ、そして知的財産侵害を、他の犯罪と比較して重要性の低い問題だとみなす、偏った刑事法廷が原因となっている。

知的財産の税関による執行

知的財産保護に関連してすでに提示された法令の他に、ブラジルの国境措置に関する知的財産執行のための主要な法的基準は、税関規制命令（連邦命令第 6759/09）ならびに TRIPs および本契約において下記で言及される行政部による追加規則である。かかる規則は、模倣であることが疑われる貨物を検査および留置するための一般的ガイドラインを規定し、最終的押収および破壊のための行政手続を定める。

実際には、国境の大幅な延長により、税関による輸入貨物の監視は、抜き取り検査によって行われる。留置は、違反の推定証拠がある場合に職権により、または知的財産所有者の請求に応じて行われる。このように、税関職員は、商標侵害および著作権侵害の疑いのある検査物品について、拘留することができる。貨物が拘留されると、知的財産所有者または商標弁護士は、見本を収集し、正式な申告により、10 営業日以内に貨物が純正であるかどうかを言明するための連絡を受ける。それらが純正である場合、製品は輸入者に引き渡される。

物品が模倣されていることが疑われる場合、ほとんどの国において、知的財産所有者は物品の引渡しを停止する税関の行政手続または司法救済を選択することができる。第一に、技術報告に基づく申立ては、物品の最終的な押収および破壊を請求する税関に提示されなければならない。輸入者は答弁のための通知を受ける。第二に、知的財産所有者は、予備的差止め命令の取得を求め、輸入者の商号および住所は特権的に、税金プライバシーの対象として当局によって扱われることから、税関に本データを開示することを要請し、次に輸入者に対する訴訟を申し立て、侵害貨物の押収および破壊を要請する。輸入者は答弁のために召喚される。

一部の税関機関は、司法措置が必須であり、それが開始されない場合に物品を引き渡すことを意味するように法を解釈する。

その効果¹⁴については、犯罪の関与を防止するために、2017 年の前期を通じて 1,642 件の監視と密輸および模倣品の拘束が行われたことに言及することができる。この合計は、2016 年に比較して 10.13%の増加を示す。また、没収（12,411 件）および罰金（2,134 件）の侵害通知書の金額の大幅な増加を強調しなければならない。

¹⁴ 出所：ブラジル連邦歳入局－2017 年。以下に掲載
<http://idg.receita.fazenda.gov.br/noticias/ascom/2017/outubro/receita-federal-bate-recorde-em-apreensoes-decorrentes-de-contrabando-1/release-combate-ao-contrabando-prim-sem-2017.pdf>

外国取引（手荷物を含む）に対する監督、拘束、監視および管理に基づく物品の押収は、2017 年前期を考慮して、およそ 11 億 7,119 万レアルの金額に達し、2016 年の同期間と比較して、30%を超える増加となっている。

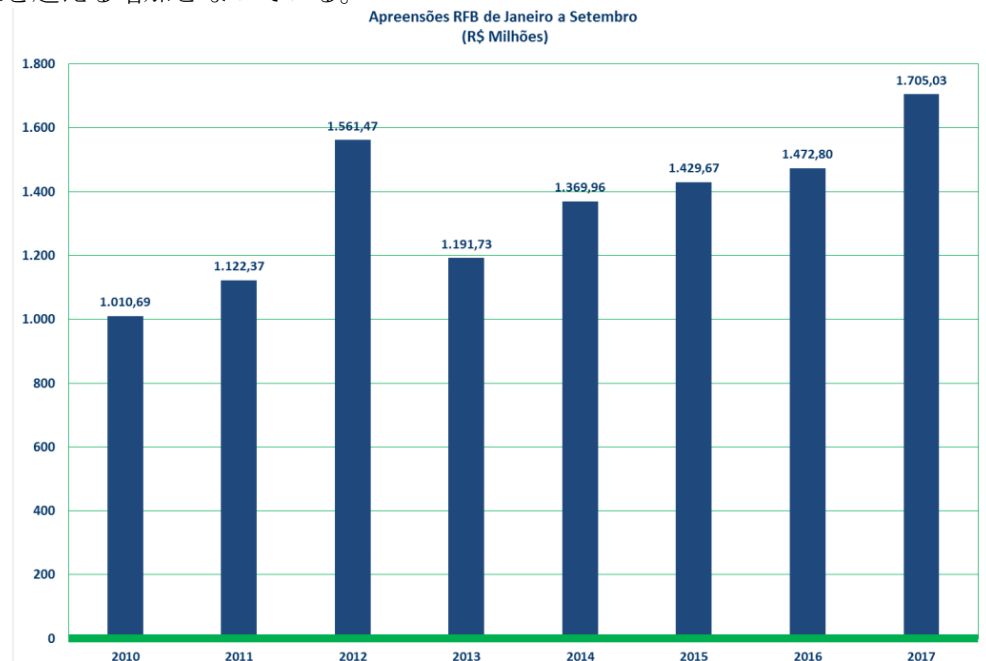


図 9 2010 年～2017 年の税関押収の変遷¹⁵

港、空港および国境ポイントにおける違法貨物の押収は、2010 年の年間およそ 12 億 7,000 万ブラジル・レアルから 2016 年の 21 億ブラジル・レアルへと、ここ数年にわたって系統的に増大している。この 6 カ月で押収された金額は、7 年前の年間金額に近い。

押収した貨物の中には、公衆衛生監視または農業防衛基準に従っていない他の製品の中でも、煙草および他の煙草製品、改造銃、著作権に違反する模倣品、消費不適切食品等の物品の他に、有毒製品、医薬品およびその他検閲を必要とする製品（大幅に有害な可能性のある兵器および弾薬を含む）がある。煙草の押収は他の製品と比較して、近年、最も顕著だった。

¹⁵ Id.

適用法

上記のとおり、税関による産業財産権の執行に関する主な適用法は、産業財産法（法令第 9, 279/96）、TRIPs 協定および一般的な手続を詳述する行政命令によって確立されている。主な条項は、必要に応じて以下に追加説明を示す。

- **産業財産法（法令第 9, 279/96）**

「第 198 条 税関当局は、職権により、または関係者の請求に応じて、偽造、変更もしくは模倣された標章または原産地虚偽表示を付す製品を点検時に押収することができる。」

- **税関規則（命令第 91, 030/85）**

「第 514 条 貨物没収に関する罰金は、以下に適用される。[略]

VIII－必須特性が模倣または不純物を混入している貨物は、模倣または不純物混入が従属するかまたは金銭交換の取扱いに影響を及ぼさない場合であっても、貨物を特定することができないかまたは難しくする。

- **外国取引命令の税関業務、検査および課税（命令第 6, 759/09）**

「第 605 条 税関当局は、職権により、または関係者の請求に応じて、偽造、変更もしくは模倣された標章または原産地虚偽表示を付す製品を点検時に押収することができる。

第 606 条 第 605 条で検討された押収の後、税関当局は、不服申立書を作成し、物品の押収を請求するために、認識から 10 日以内に所有者に対し商標権について通知するものとする。

第 607 条 税関当局が押収に関連する措置について 10 日以内に知らせを受けなかった場合、通関手続は命令第 1355/94 の第 55 条に従って進めることができる。

第 608 条 商標所有者が模倣品の輸出入を疑う場合、命令第 1, 355/94 に従ってその容疑者を提示し、税関当局に物品の押収を請求することができる。

第 609 条 輸入または輸出するレコード、書籍および視聴覚作品には、正確な方法に従ってシールおよび識別タグを付すものとする（法令第 9,610/98 の第 113 条に従う）。」

・ **TRIPs 協定（命令 1,355/94）**

「第 51 条 構成員は、以下に記載する規定に従って、模倣商標または著作権侵害物品の輸入が行われていることを疑う正当な理由を有する権利保持者が、行政または司法の所轄官庁に、かかる物品の自由な流通への引渡しについて税関当局による停止を求める申請書を提出できる手続を採用するものとする。構成員は、知的財産権の他の侵害行為を含む物品に関してかかる申請が行われるようにすることができる。ただし、本条の要件が満たされることを前提とする。また、構成員は、その地域から輸出が予定されている侵害品引渡しの税関当局による停止に関して、対応する手続を提供することができる。

第 52 条 第 51 条に基づき手続を開始する権利保持者は、輸入に関する国の法に基づき、権利保持者の知的所有権について侵害行為が推定されることについて所轄官庁を満足させる物品の十分な詳細説明を提供する適切な証拠を提供し、それらを税関当局が容易に識別できるようにすることを必要とするものとする。所轄官庁は、合理的な期間内に申請書が受け入れられるかどうかを申請者に通知するものとし、所轄官庁が決定した場合は、その期間に税関当局が措置を講じる。

[略]

第 54 条 輸入者および申請者は、第 51 条に従って、物品引渡しの停止について速やかに通知を受けるものとする。

第 55 条 申請者が停止通知の送達を受けて 10 営業日以内に、本案判決に至る訴訟手続が被告以外の当事者によって開始されたか、または正式に権限を与えられた当局が物品引渡しの停止を延長する暫定措置を講じた旨にいて、税関当局が通知を受けなかった場合、物品は引き渡されるものとする、ただし、輸入または輸出のための他のすべての条件は遵守されているものとし、本案判決に至る訴訟手続が開始され、合理的な期間内に、これらの措置が変更、撤回または承認されるかを決定する趣旨で、被告の要求により再審理

(聴聞する権利を含む)が行われる場合、必要に応じて、この期限をさらに 10 営業日まで延長することができる。上記の規定にかかわらず、暫定司法措置に従って物品引渡しの停止が実施されるか、または継続される場合、第 50 条第 6 項の規定が適用されるものとする。」

前述のとおり、上記の主要規定に加えて、本作品の他の項目で使用される追加規則がある。

差止め命令が適用される模倣品

全般的に、ブラジルの税関当局は、商標権侵害に対してのみ措置を講じることを強調することは重要である。すなわち、特許権侵害に対して講じられる自動的な国境措置はない。商標および著作権に関して、税関の職権による押収が適用される模倣品の制限はない。税関当局は、ブラジル領土に輸入される製品を検査する権限を有する。

税関の知的財産権登録制度

ブラジルには二つの主な登録制度がある。かなり遅れて 2013 年 12 月に、INPI は国内の商標所有者登録簿に着手した。登録簿は、模倣行為の防止に従事する当局（警察、税関および連邦検察官等）が、模倣活動のターゲットである商標に関する詳細情報にアクセスすることができる中央データベースである。このデータベースは、商標権の執行におけるブレークスルーを代表するものであり、数多くの知的財産所有者が模倣行為を効果的に防止することに役立っている。

模倣行為防止決議第 1/2011 により国内評議会が確立した登録簿は、公官庁を以下の点で支援する。

- ・ 警察が押収した模倣物品の審査のために、原製品の見本、マニュアルおよび情報を取得すること。
- ・ 警察捜査または模倣品取引の抑制を目的とする摘発に関する報告の提出のために、不服申立書および書類を取得すること。
- ・ 公官庁による差押え品や押収品の真正に関する技術意見を取得すること。
- ・ 模倣疑義品の拘留について決定すること。

さらに、2015 年 12 月に、内国歳入庁（IRS）（税関当局が所属する機関）は、ブランド代表者の連絡先一覧表に着手した。これは、税関当局が侵害された可能性のある商標権者に連絡を取ることを可能にするデータベースである。かかるプロジェクトは、INPI の国内商標所有者データベースの目的と重複するように見るが、それでもなお模倣活動と戦うために利用できる別のツールである。この二つのプロジェクトは非常に新しく、実質的な結果および効果はまだ断言できないと考えておくことが重要である。

物品検挙のための手続

税関着手前の物品検挙を目的とする代表的な手続は、通常、物品の職権による検挙、および当該商標を INPI に提出している会社または企業への連絡である。基本フローチャートを以下に示す。

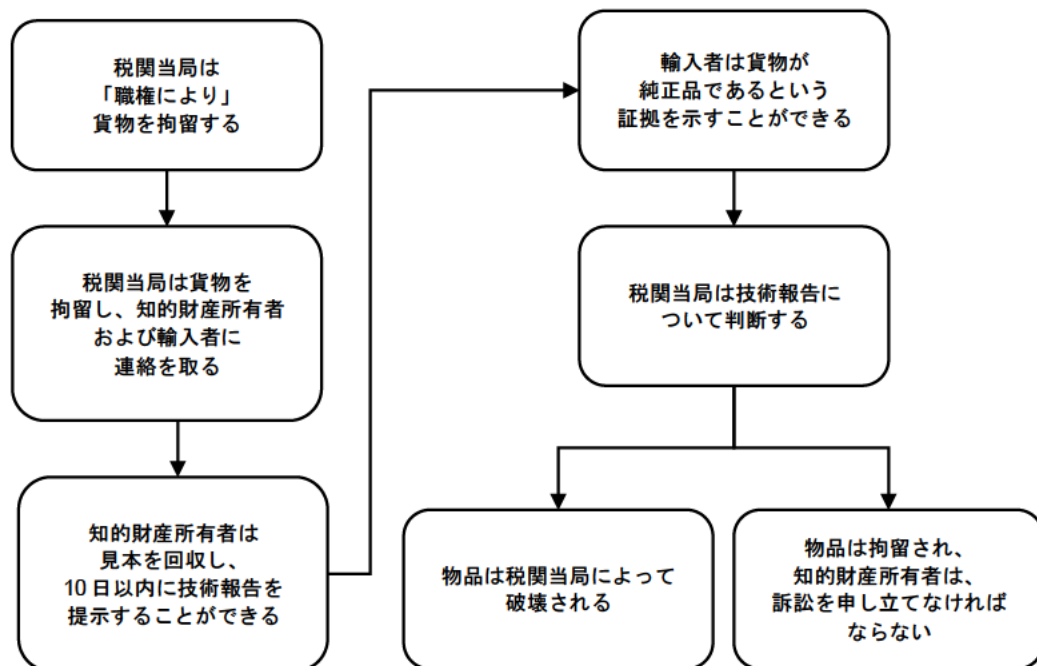


図 10 税関手続の基本フローチャート

国境の大幅な延長によって、輸入貨物の税関による監視は、抜き取り検査によって行われる。

違反の推定証拠がある場合は、職権により、または知的財産所有者の請求に応じて留置が行われる。このようにして、税関職員は、商標および著作権を侵害する疑いのある検査物品を拘留することができる。貨物が拘留されると、知的財産所有者または商標弁護士は、

見本を収集し、正式な申告により、10 営業日以内に貨物が純正であるかどうかを言明するための連絡を受ける。それらが純正である場合、製品は輸入者に引き渡される。

物品が模倣されていることが疑われる場合、ほとんどの州において、知的財産所有者は物品の引渡しを停止する税関の行政手続または司法救済を選択することができる。前者の場合、技術報告に基づく申立ては、物品の最終的な押収および破壊を請求し、税関に提出されなければならない。輸入者は答弁のための通知を受ける。後者の場合、知的財産所有者は、予備的差止め命令の取得を求め、輸入者の商号および住所は特権的に、税金プライバシーの対象として当局によって扱われることから、税関に本データを開示することを要請し、次に輸入者に対する訴訟を申し立て、侵害貨物の押収および破壊を要請する。輸入者は答弁のために召喚される。

押収物品を破壊する可能性について、税関当局の理解は分かれている。裁判所命令が必須であるとする意見がある一方で、他のグループは、手続の後、税関当局がすべての物品を破壊する権限を有するとみなす。

商標権登録のための中央データベース・システムに加えて、監視のための一般請求を税関総括管理局に提出することができるが、知的財産所有者はその懸念を示し、税関職員に対し、自身のブランドおよび製品の特徴について研修し、検査および監視を行うよう直接求めることもできる。したがって、侵害品を特定するために税関職員との直接連絡およびその研修が、通常推奨される。

模倣貨物が依然として税関当局の管理下にあるときは、捜査押収命令を取得するためには、(i) 税関の当局による場合、および (ii) 連邦裁判所による場合の二つの可能性がある。

・税関当局内の行政手続

税関当局は、模倣物品について、それらが市場に出る前に検出し、押収する権限を有する。税関規則（命令第 91,030/85）に基づき、税関当局は、模倣品や粗悪品を没収する権利を有する。これらは、模倣や粗悪がその支流に影響を及ぼさず、貨幣交換処理をしなかったとしても、商品を特定することができないかまたは難しくする。

現在の標準指示以前は、税関は工業財産法違反の疑いのあるブラジルに持ち込まれた製品には、特別手続を適用することを定めたブラジル財務省による規則に従っていた。押収製品を特定するために、この特別手続には、90 日間の製品の拘留および専門家の意見の作成

が含まれていた。また、利害関係者（すなわち、産業財産権の所有者）は、権利の侵害行為を証明するために追加情報を提供できることが規定された。

また、命令 1,355/94 実施公開の直後に、ブラジルで適用されるようになった TRIPs 協定により、税関当局は模倣貨物を押収する権限が与えられた。税関には特に商標および著作権侵害に対する措置が要請される一方で、第 51 条（前述）の文言は、税関に特許権侵害のケースで活動する権限を与えるために用いることができた。

さらに、ブラジル産業財産法に基づき、税関当局は、商標権を侵害する貨物を押収する権利を与えられる。しかしながら、ブラジル法は、特許権侵害に関しては税関当局による押収の可能性に明示的に言及していない。

税関の行政手続において、消費者保護規則（法令第 8,078/90）を援用することも可能である。同規則は、消費者に損害を引き起こす可能性のある工業発明の不当な使用を禁止する。我々は、この議論が税関検査官を納得させると信じている。その上、消費者が欺かれる可能性があるという議論は、非常に強固なものである。

・税関に関連する司法手続

上記のとおり、産業財産法は、その他の手続から独立して、知的財産所有者が暫定的な差止め命令による救済および損害賠償を求める民事訴訟を提起することができることを定めている。産業財産法および民事手続法は、一方的な予備的抑制または捜査押収命令の付与を許可する。

本文書ですでに扱った他の手続におけるように、この性質の差止め命令を取得するためには、以下の手続要件が知的財産所有者によって満たされなければならない。すなわち、差止め命令が付与されない場合、原告の権利の証拠、侵害行為の証拠および損害の合理的な危険の程度を証明することができる要素が提示されなければならない。

税関当局が知的財産権侵害の疑いのある物品を拘留することに同意する場合はいつでも、通常、上記のすべての要素が存在することを考慮すると、差止め命令を取得するための訴訟を立件することは、難しくない。明確に知的財産権を侵害する製品がブラジル市場に流出するリスクは、極めて説得力のある議論である。

正式な税関手続

税関の手続を行うために、純正品と特許侵害品の差異を税関当局に示すことは、非常に重要である。このように、人は、検査官に専門家の意見および「模倣キット」（模倣品と原製品の写真および見本で構成）等のサポートを提供しなければならない。

また、侵害品から見て消費者に生じる損害についての新聞および雑誌レポート等の追加証拠ならびに侵害品の品質が純正品より低いことを証明する専門家の意見を提示することも説得力がある。

書類の提示に関して、公式手数料および特別な形式はない。また、公式もしくはあらかじめ決められた代理手数料または費用がかからないことに注目されたい。特定の規則を欠いているもう一つの事項は、知的財産侵害行為そのものに関する特別な罰金である。この場合、知的財産権者による並行する知的財産侵害訴訟（民事または刑事）の提起後、知的財産法規の補償規則および追加刑事罰が適用される。

別の関連する事項に、預託手数料がある。これは公式な手数料ではなく、侵害品の責任者は、物品の保管に関して、それらが押収されている間の手数料を支払う責任を負う。預託手数料に加え、並行して税金不正行為がある場合、侵害品の責任者は、付随する追徴税に対しても責任を負う。

税関の情報共有（データベース等）

データベースに登録するために税関が必要とする情報には、要求を提出している人または会社の身元、ならびに特定の代理権、純正品および商標と典型的な模倣品に関する詳細情報がある。データベースの主な目的は、可能性のある模倣製品を特定し、知的財産権者の代表者と連絡を取るための手段を税関当局に提供することである。

税関による国境管理の実際の活動（法および規則との差異等）

模倣品を認識するためのガイドラインおよびその他の資料を送付する他に、税関職員の個人研修を行うことができ、これにより、原製品を認識し、模倣品のブラジル市場への流出を防止することができる。w

代表的な成功例と失敗例、およびそれらから導かれる提案

上記のように、技術評価において侵害行為相当の明確な証拠（および主張）がある場合はいつでも、知的財産所有者が税関当局の有利な決定を取得することは難しくない。その上、技術評価は複雑な報告ではなく、模倣の疑いのある製品には存在しない原製品の映像特性を特定する申告で十分である。

税関当局が検証の前に製品を特定し、押収が実施された後に報告を認証するために、側面を特定する安全性およびマニュアルを（事前に）作成することが重要である。最終的に、これらの特性の審査は裁判所に提出される^{ととも}に、この準備は以降のすべての手続を促進する確実な手助けとなる。

決定に関して、重要な訴訟において、上級裁判所は、税関は模倣貨物を、これらが別の国へ通過中の場合であっても押収することができることを断言した。この問題は、知的財産所有者とブラジル税関の間で長く議論された（知的財産協定（TRIPs）の取引関連の側面とブラジル産業財産法の限られた解釈における最近の出来事）。

問題の中核は、ブラジル産業財産法の第 198 条の構成であり、「*税関当局は、職権により、または関係者の請求に応じて、偽造、変更もしくは模倣された標章、または原産地虚偽表示を付す製品を点検時に押収することができる*」旨を言明している。法が税関による模倣品の行政押収を明示的に定めているにもかかわらず、（現在もなお）ブラジル税関当局は、模倣品の司法の押収を求めるために知的財産所有者に輸入者に対する裁判を申し立てることを要請する。そうでない場合は、製品は引き渡されなければならない。

上級裁判所の決定（Recurso Especial 725.531-PR）は、第 198 条（およびその結果として TRIPs 第 55 条）で予見される国境措置は、行政手続であり、司法当局による干渉を必要としないことを強調する。さらに、決定は、模倣品の行政留置には、未登録標識（トレードドレス等）を含むこともできる旨を規定した。製品がブラジルを目的地としなかったにもかかわらず、裁判所は、ブラジルの裁判管轄は税関が侵害貨物を押収することを許可することを決定した。この決定にもかかわらず、ブラジル税関は依然として適用される法規定について狭い解釈を有し、いまでもなお知的財産所有者に輸入者に対する訴訟を提起することを要請する。

したがって、特にかなりの数量の模倣品が含まれる場合に、模倣品が押収され、税関がそれを引き渡さないことを確保するために、知的財産所有者は訴訟を提起することが推奨される。一方で、製品の数量がわずかであるか司法請求の申立てに関連する費用と比較して

不適切な場合は、訴訟を提起せず、破壊のための行政請求を提出するほうが懸命である（ただし、税関のポジションから見てこれが受け入れられる保証はない）。

グレーマーケットの状況

さらに、商標に関しては、税関規則には並行輸入に関する文言がないことから、税関当局がグレーマーケットの物品を押収できるかどうかは論争的である。この点において、税関当局によって押収されるグレーマーケットの物品の大部分は、税金問題によって実際に留置され、公式ガイドラインでは、純正でない製品だけを押収することになっている。このようにして、税関当局によって留置された物品が純正であることが検証されると、それらの物品を押収するために、商標所有者は 10 日以内に訴訟を提起しなければならない。

グレーマーケット物品（または並行輸入品）は、物品が非公認の会社によって輸入される状況である。さまざまな問題および国際的関心により、この状況は国際取引交渉から明示的に除外され、したがって、国際的標準化が欠如している。

この状況がそれ自体模倣されていない物品にかかわることから、以下の四つの関係する側面がある。(i) 知的財産所有者および実施許諾者、(ii) 公式実施権者、(iii) 独立輸入者、および (iv) 消費者。

実施許諾に関する懸念および消費者保護を扱うことなく、商標所有者が自身または自身の同意を得た他者が国内市場に出した製品の自由な循環を防止することはできない旨を規定する第 132 条 III の特別懸念とともに、ブラジル産業財産法が定める規定に対処することは重要である。法により「国内」市場に出された製品のみが消尽される旨が明確に定められることから、商標所有者は、輸入行為及び許可なく輸入された製品の流通に対し依然として権利行使することができる。

判例法は、通常、グレーマーケット物品の状況を評価するために警告を採用する。2003 年の決定は、ビタミンの無許可輸入を防止するために提起された訴訟について検討した。第一審および控訴裁判所は、原告は輸入が合法でなかったという証拠を提示する負担を有することを定め、輸入が無許可だったという証拠がなかったことを確定した。¹⁶

¹⁶ TJSP. 上訴 第 131.909.4/4-00, American Home Products Corporation v. LDZ Comércio, Importação e Exportação Ltda., j. 11.03.2003、特別上訴 n. 609.047 SP, 20.10.2009 によって維持される。

特許に関連するグレーマーケット物品に関して、異なる状況がある。上級裁判所による上記訴訟の決定では、産業財産法の第 132 条 III 号は、他の異なる訴訟で自由企業制が使われた憲法原則¹⁷と互換性をもたないことが決定された。実際に、かかる判例に従い、São Paulo 州控訴裁判所¹⁸は海外で特許を受けた製品を購入し、それを国内市場に持ち込むことは合法であるが、ただし、かかる製品は原産地の公認小売業者から取得されたものとすることを決定した。裁判所意見によると、小売業者が物品の仕向地の国を確認しなかった場合、所有者は暗黙に購入に同意したことになる。

¹⁷ STJ. 特別上訴 第 609.047, j. 10.20.2009.

¹⁸ TJSP. 上訴 第 0272901-70.2009.8.26.0000, j. 06.07.2011.

CADE による行政的取締り

広く実践されている模倣戦略および活動について論じるにあたっては常に、知的財産権の行使が独占禁止法規の境界を超えることがないように特に配慮しながら、当該活動の限度を考慮することが重要である。

ブラジル独占禁止法（法令第 12,529/11 号）は、二つの別途の前線で機能している。一つは、同法で定義されている「経済的集中行為」に関するこれまでの合意に対する経済的分析と規制、もう一つは、経済秩序に対する侵害の調査および取締りである。両方とも、CADE（「経済擁護行政委員会」を意味するポルトガル語の略語）という単一の独占禁止機関とその支部によって実行されている。

一つめの前線における CADE の行動に関しては、法律は、「経済的集中行為」とは、それに関与する一方当事者の前年のブラジルにおける年間総収益が 7 億 5,000 万ブラジル・レアル（BRL）（約 2 億 5,000 万米ドル）以上であり、他方当事者の前年のブラジルにおける総収益が 7,500 万 BRL（約 2,500 万米ドル）以上である場合としており、そのような場合は必ず、実行の前に CADE に事前の届け出を行い、承認を得なくてはならないと定めている。一方の当事者がこの条件を満たしていない場合、他方の当事者が収益基準を満たしていても、事前の承認は不要である。

法律によって経済的集中と厳格にみなされる仮定上の行為は、要約すると、(a) 合併、(b) 支配権の取得または吸収、(c) 合併、(d) コンソーシアム、および(e) 「提携契約」である。

「提携契約」の定義は法律に定められていないため、CADE は、決議第 10/14 号を発行し、この法律の空隙を埋めることが必要となった。同決議によると、提携契約とは、期間が 2 年超であり、水平的もしくは垂直的な協力またはリスクの共有を特徴とし、当事者間の依存関係を推進する契約をいう。

また、この新決議では、当事者間の依存関係を推進する水平的協力（直接の競争者間の協力）もしくは垂直的協力（供給業者同士の関係のように、同一市場チェーンにおける異なるレベルの行為者による協力）またはリスク共有は、次の場合に発生するものとされている。

- ・ 各当事者が主題に水平的に関係しており、当事者らの市場シェアの合計が 20%以上である契約、または

- ・ 各当事者が主題に垂直的に関係しており、いずれかの当事者が市場シェアの30%以上を占めており、かつ、次の条件のいずれかを満たす契約。1) 当該契約には、当事者間の収益または損失の共有が定められている、または、2) 当該契約には、当事者間の関係における排他性に関する規定が定められている。

他方、二つめの前線の活動については、CADE は、法律で定義される経済秩序への違反行為を調査し、それに関する訴えを受け付け、それに対して罰則を科すこともしている。ブラジル独占禁止法では、以下を引き起こすまたは引き起こし得る行為を経済秩序への違反とみなしている。

- ・ 自由競争に対する阻害または不当な制限、
- ・ 関連する物品または役務の関連市場における支配的な地位の獲得、
- ・ 「恣意的な利益の増加」、および
- ・ 支配的な地位を濫用すること

経済秩序への違反とみなされ得る行為（前述の基準が満たされる場合のみ）の例として、独占禁止法は、次の仮定上の行為に言及している。ある製品の販売にあたって他の製品も購入することを条件とすること、および知的財産権の濫用。後者の仮定上の行為については、我々の知り得る限り、ブラジルには、米国最高裁判所の特許濫用の先例に類似する判例はないと指摘する。

言及すべき重要なこととして、ブラジルにおける独占禁止法規への違反に対する罰則は、当該行為の深刻度に比例し、それによって異なる。法律に規定されている制裁には、特に次などがある。提携契約の無効化、公的行政機関との提携契約の最低 5 年間にわたる禁止、最低 6 万ブラジル・レアルの罰金、および場合によっては侵害者の年間総収益の 0.1% から 20%までの罰金。

結論として、模倣活動が対象とされ監視されており、それが確立された知的財産権に対する明確な防御となっている場合、さらなる問題の考慮が必要となる可能性は低い。他方、特に直接の競争者間でさまざまな請求において、かつ／または供給業者との垂直的契約を使用した不当な優位性の獲得を目的として、知的財産権が市場を支配するための道具として戦略的に使用されている場合は、戦略を慎重に考慮する必要がある。

適用法

前述したとおり、独占禁止に関する主要な適用法は、独占禁止法および CADE 規則に定められている。以下に主要な条文を示し、必要に応じて説明を付記する。

・ブラジル独占禁止法（2011 年法令 12,529 号）

「第 36 条 いかなる状況であっても、次の効果を目的とするまたは生じ得る行為は、過失の有無にかかわらず、たとえ未遂の場合であっても、経済秩序に対する違反を構成する。

I－自由競争または創業の自由を制限、制約、または何らかの方法によって損なうこと

II－物品または役務の関連市場を支配すること

III－恣意的に利益を増加させること

IV－支配的地位を濫用的に行使すること

第 1 項 自然な過程により、かつ競争者と比してより効率的な経済活動を通じて市場の支配を達成することは、本条本文第 II 号が規定する違反行為を構成しない。

第 2 項 一企業もしくは企業グループが一方的にもしくは連携して市場条件を変更する能力がある場合、または関連市場を 20%以上支配している場合は、支配的地位にあると推定する。ただし、本パーセンテージは、特定の経済部門については CADE が変更することができる。

第 3 項 本条本文およびその各号が規定する原則に該当する限りにおいて、次の行為は、他の行為に加え、経済秩序に対する違反を構成する。

[略]

XIV－工業財産権もしくは知的財産権または技術の利用を独占または阻害すること。

[略]

XVIII—ある物品の販売について他の物品の購入もしくは役務の利用を条件とすること、または、ある役務の提供について他の物品の購入もしくは役務の利用を条件とすること。

XIX—知的財産権もしくは産業財産権、技術、または商標を濫用的に行使または利用すること。

[略]

第 88 条 経済的集中行為は、当該行為の実行に関与する当事者により、CADE に届け出るものとする。経済的集中行為とは、次の条件を累積的に満たすものをいう。

I—当該取引に関与するグループのうち少なくとも 1 グループが、直近の貸借対照表において、当該取引前年の国内における年間総売上高または総取引高として 4 億ブラジル・レアル以上を計上していること、および

II—当該取引に関与するグループのその他の少なくとも 1 グループが、直近の貸借対照表において、当該取引前年の国内における年間総売上高または総取引高として 3,000 万ブラジル・レアル以上を計上していること。

第 1 項 本条本文の第 I 号および第 II 号に言及されている金額は、CADE の指示により、財務大臣および法務大臣の省際令によって同時にまたは個別に調整される場合がある。

第 2 項 本条本文が扱う集中行為の統制は取引に先立って行われなければならない。申請の受理またはその修正から遅くとも 240 日以内に完了するものとする。

第 3 項 本条本文の規定に含まれる行為は、本条および第 VI 編第 II 章に規定する手続に基づく審査が終わるまで実行してはならず、それに反した場合は無効となる。また、本法第 69 条が定める行政手続の開始を妨げることなく、本規則の定めに従い、6 万ブラジル・レアル以上 6,000 万ブラジル・レアル以下の金銭的罰金が課せられる。

[略]

第 90 条 本法第 88 条の目的において、次の場合は集中行為が実行されているとする。

I－独立していた 2 社以上の企業が合併する場合

II－1 社または複数の企業が、株式、持ち分、社債、転換社債、または有形もしくは無形の資産を、契約またはその他の手段もしくは方法によって取得または交換することにより、直接または間接的に 1 社または複数の企業の支配権または事業の一部を取得する場合

III－1 社または複数の企業が 1 社または複数の企業を吸収する場合、または

IV－2 社以上の企業が提携契約、コンソーシアム、または合併を行う場合。

単項 本文第 IV 号に記載される行為は、それが直接および間接的な公的行政機関によって推進される入札およびそこから発生する契約のために使用される場合は、本法第 88 条の目的の集中行為とはみなされない。」

・ CADE 決議 2016 年第 17 号

「第 2 条 提携契約とは、期間が 2 年以上であり、経済活動の探求のための共通の成果を確立する契約で、以下の条件を累積的に満たすものをいう。

I－当該契約により、リスクの共有と、当該契約の目的をなす経済活動の成果が確立されること。

II－契約当事者が、当該契約の目的である関連市場において競争者であること。

第 1 項 本決議の目的において、市場における物品または役務の取得または提供を、営利目的がない場合であっても経済活動とみなす。ただし、この仮定において、経済活動は、少なくとも理論的には、民間企業によって営利目的で行われ得るものとする。」

罰則決定の手続

独占禁止規定の執行に関する議論は、訴訟によって法廷で行われる場合、または CADE に
よって直接行われる場合がある。重要な指摘として、競合他社が事案を CADE の分析に付す
可能性もある。

罰則の対象となる侵害のパターン

知的財産に関しては、侵害の可能性があるといみなされ得る主な行為には、次の行為があ
る。工業財産権・知的財産権もしくは技術の利用を独占または阻害しようとする行為、他
の物品もしくは役務の利用もしくは使用を条件として物品を販売しようとする行為、他の物
品もしくは役務の利用もしくは使用を条件として役務を提供しようとする行為、知的財産
権・産業財産権、技術、または商標の濫用的な行使または利用。

罰則の種類

ブラジル独占禁止法第 37 条から、以下の罰則を考慮する必要がある。

「I－企業の場合、違反が発生した事業活動分野において、同社、グループ
または企業集団が行政手続開始の前会計年度に計上した総売上高の 0.1%から
20%までの罰金。ただし、得られた利益が推計できる場合は、その利益額を
下回ることではない。

II－その他の自然人または公的もしくは私的法人、ならびに団体または事実
上もしくは法律上の法人であり、事業活動を行っておらず、総売上高の基準
が適用できない者の場合は、それが一時的なものであるか否かを問わず、ま
た、法人格の有無を問わず、罰金額は、5 万ブラジル・レアルから 20 億ブラ
ジル・レアルとする。

III－管理役員が違反行為に直接または間接的な責任を有する場合で、その
過失または意図的な不正行為が立証された場合、企業の場合は本条本文 I 号
に基づき、法人または団体の場合は本条本文 II 号に基づき適用された罰金額
の 1%から 20%までの罰金。」

上述の罰金額は、再犯の場合 2 倍とされる。罰金額を算出するにあたっては、基準額を知ることが難しい場合、基準額が不完全な形で提示された場合、および／または明確かつ信頼できる形で示されない場合は、当該企業または企業グループの総取引高が考慮される。

さらに、金銭的な代償には直接関連しないその他の罰則もある。

I－有罪判決の要旨を、1 ないし 3 週間以内の連続する 2 日間にわたり、判決で指定される新聞の半面に違反者の費用負担で掲載すること

II－5 年を下回らない期間にわたる公的融資の利用の禁止、ならびに取得、事業売却、作業および役務の遂行、または公的サービスの提供を目的とする連邦、州、市、連邦区の公的行政機関および間接的な行政機関における入札への参加の禁止

III－違反者の国家消費者保護登録簿への登録

IV－管轄の公共機関に対する以下の推奨

- a) 違反行為が知的財産権の使用に関係する場合、違反者が保有する知的財産権の使用を強制的に実施させること
- b) 違反者が支払うべき連邦税の分割払いを認めないこと、または、優遇税または公的補助のすべてまたは一部を取り消すこと

V－会社分割、会社支配権の移転、資産の売却、または事業の一部停止

VI－5 年間にわたる、違反者による自身の名義でのまたは法人の代理人としての商取引実施の禁止、および

VII－経済秩序に対する有害な効果を排除するために必要なその他の行為または措置」

CADE の実際の活動

ブラジル独占禁止法（法令第 12,529/11 号）が施行される前にも、特定の市場部門においては、知的財産権の濫用を防止できる規定はすでに存在していた。この分野に関連して最初に発効した法律（法令第 4,137/62 号）は、主に特許の濫用に対し、非常に特殊な状況において適用されるものであった。実際のところ、知的財産権の侵害に関連する活動は独占禁止に関連する事項とみなすべきではないという明確な認識があった。

法令第 8,884/94 号の施行後は、企業間の契約が CADE の活動の主な対象となり、特定の市場においてより大規模な経済的集中を引き起こす契約が特に着目された。単独での活動も、わずかな例外を除いて通常は軽視され、考慮されていなかった。使用許諾および技術移転に関する契約は考慮されていたが、それは、市場において関連する（かつ有害な）集中が特定可能な場合のみであった。

現行のブラジル独占禁止法および新しい規則により、この認識は確実に変わると考えられる。というのは、常に念頭に置くべきこととして、現行の法律はそれまでの法律とは異なり、知的財産権の濫用の可能性を、経済秩序を侵害する仮定上の行為と明示的にみなしているためである。この問題に関する判例法は、まだ CADE および裁判所で構築中となっている。

特許、トレード・シークレット、商標、および技術移転の使用料の支払いを外国に送金するには、その使用許諾に対して承認を受ける必要がある。INPI に申請される承認手続は、簡単ではあるが数カ月かかる場合もある。外国に送金できる使用料の額には、親会社と子会社のような同一の支配権を行使する企業間での送金の場合は特に、多くの制限が課せられている。第三者に対して権利行使可能とするには、特許および商標の使用許諾契約を INPI へ登録することが必要である。例えば、（使用許諾によって許可されている場合、）侵害者に対する法的措置を使用権実施権者が権利保有者に代わって取る場合がこれにあたる。このような登録は、外国の使用権許諾者への使用料の送金や、使用料に対する営業費用としての税額控除にも必要である。

ブラジル独占禁止法では、年間収益の基準などその他の法的前提が満たされている場合、「提携契約」は、両当事者による履行の前に CADE に通知し、その承認を受ける必要がある。この事実にかかわらず、「提携契約」の意味は 2011 年の独占禁止法では明確化されておらず、2014 年の CADE 決議第 10 号に定義されているのみである。この決議は、CADE への届け出が必要な商業的契約の種類に関するそれまでの法的な不明確性（知的財産の使用許諾契約に関して生じていた疑問）を解消する一助となった。しかし同決議により、さまざま

まな市場シェア最低基準などの幾つかの分かりにくい基準や、排他性の存在に関する規定も定められた。

新たな決議により、「提携契約」とは、(a) 期間が2年以上であり、かつ (b) 共通の経済活動に関して当事者間でリスクまたは収益が共有される契約であることが確認された。他方、新たな規則により、範囲が関連市場における水平的協力契約（当事者が直接の競争者である）に限定されたため、垂直的協力契約（当事者が同一市場チェーンの異なるレベルにある）が範囲から除かれることになった。

この規則により、期間が2年未満の契約は、更新によって効力が継続することになれば、CADE への届け出が必要となる。

新たな決議は基準を単純化することを意図しているが、幾つかの疑問は残っている。垂直的協力契約の大半は競争に影響しないため、それを排除することにより、CADE に届け出られる契約の件数は確実に減少する。とはいえ、競争者間の知的財産に関する契約がリスクまたは収益の共有を規定する共通の経済活動の基準に該当するかどうか、案件ごとに調査する必要がある。

したがって、CADE に送付されなかった競争者との契約のうち、2年の有効期間が経過する契約の背景を1件ずつ再評価したのち、念のため、新しい基準を満たす可能性がある契約を行使可能にするため CADE の審査に付すことが推奨される。

ブラジルにおける独占禁止法規への違反に対する罰則は、当該行為の深刻度によって異なる。法律に規定されている制裁には、特に次などがある。提携契約の無効化、公的行政機関との提携契約の最低5年間にわたる禁止、最低6万ブラジル・レアルの罰金、および場合によっては侵害者の年間総収益の0.1%から20%までの罰金。

知的財産権に関連する CADE の判例

関連する幾つかの判例を紹介する。一つめの重要な判例は、CADE が3社の主要自動車メーカーに対し、知的財産権を濫用しているとの主張に基づき、経済秩序の侵害に対する制裁を勧告した例である。自動車メーカーは、登録済みの工業意匠の実施を通じて自動車部品交換のアフターマーケットにおける競争を阻害しようとしているとして、独立の自動車部品メーカーのグループから提訴されていた。

自動車メーカーは、有効に認められ実施されている意匠登録を、独占禁止を根拠として産業財産法によらずに制限することはできないと主張したが、CADE の総監督局は、その訴えを棄却した。CADE は、知的財産権は、自由競争を不当に損なう場合は常に、制限される可能性があるとしている。

上記の観点から、CADE は、本件には制限が適用可能であると認識している。というのは、独立の自動車部品メーカーによる競争は交換というアフターマーケットにおけるものであり、知的財産法の目的そのものである創造および発明に対するフォアマーケットにおけるインセンティブがそれによって減少することはないためである。他方、自動車メーカーのインセンティブはこのようなアフターマーケットにおける競争から害を受けることはないのに対し、工業意匠の登録によって自動車部品の供給に一時的な独占が発生すると CADE は述べており、そのため、自動車部品市場の消費者および競争自体に対する害は大きいとしている。

二つめの重要な判例は、ある大手製薬企業が、ガンの治療に使用される超大型新薬のブラジルでの特許申請に関する不当提訴 (sham litigation) のため、3,600 万ブラジル・レアル (約 1,100 万米ドル) の罰金を科せられた例である。CADE が製薬企業に莫大な罰金を課したのは本件が初めてではなかったが、類似の判例はまだわずかであり、同機関の行政裁判所 (創業の自由、自由競争などの憲法に基づく経済原則の執行義務を負う連邦の裁判外の審議機関) の判例法は、まだ構築中である。

最後に、最近の判例として、携帯電話技術の国際規格に関連する重要な特許の保有者に対する申し立てが CADE によって棄却された例を挙げる。CADE は、本件には、知的財産権の濫用に関する経済秩序の侵害はなかったとしている。本件では、国際規格の携帯電話技術の特許権者が、不当提訴および特許権濫用を理由に起訴されている。その理由は、特許権者が、当該技術の正当な使用許諾を得ようとした原告企業を特許の侵害を理由に提訴していたことであった。

FRAND 条件を超える濫用的な課金はなかったことが立証されたこと、また、特許権者は重要な特許の使用許諾を拒否していたわけではなかったことを証明できたことから、CADE の総監督局は本件を棄却した。実際、合意に達しなかった理由は、単に原告企業が提案された使用料金を受け入れなかったためであった。特許権者は濫用的または過剰に高額な使用料金を課したわけではなかったが、交渉は非常に長期にわたり、その間発明は、相応の使用許諾および使用料の支払いがないまま使用された。特許権者が提訴するに至ったのはそのためであった。

知的財産の警察執行

ブラジル法はまた、海賊行為および模倣活動が上記のとおり刑事犯罪とみなされるため、これらに対する警察の摘発を実施する裁量権を執行当局に与える。摘発は通常、模倣品を販売する多くの露店商人または店舗のある市街地で実施され、容疑者は、証言のために警察署に連行される。

そのような摘発での商品の押収後、製品は警察の専門家によって分析され、最終報告書が作成されて、知的財産所有者および／または公官庁は、その後の刑事訴訟を申し立てる必要がある。

著作権法は公的な刑事上の執行を許可する主要規定であるが、産業財産（商標、特許および不正競争）は通常、知的財産所有者からの告訴を必要とする。ただし、判例法および法理学は、産業財産の模倣でも消費者保護に関する強い公的側面を有すると考える。したがって、正式な法的規定がなくても、産業財産権がこの執行条件下にあるとみなされるであろうと明白に考えられる。

警察および刑事訴訟は、多くの状況で有効な執行救済であり、模倣活動に使用される設備機械も、押収して破壊することができる。警察の摘発の利点は、多くの侵害者に対して同時に、また事前に確認されていない侵害者に対してまで実施することができる点にある。

適用法

・ブラジル刑法（法令第 2,848/40 号）

「第 175 条 商業活動の実行にあたって購買者または消費者を誤解させること。

I－本物または完全品としての模倣品または仕損品の販売

II－別のものとしての商品の引渡し

刑罰－6 カ月から 2 年までの懲役・禁錮または罰金

[略]

第 184 条 著作権および著作隣接権を侵害すること。

刑罰－3 カ月から 1 年までの拘留または罰金

第 1 項 違反行為が、直接的または間接的利益目標を伴って、何らかの手段または方法による知的作品、演出、実演またはレコードの全部または一部の複製をなし、著作者、演出家、実演家、製作者または場合に応じてこれらを代理する者の明示の許可がない場合

刑罰－2 年から 4 年までの懲役・禁錮および罰金

第 2 項 直接的または間接的利益目標を伴って、著作権または著作隣接権に違反して複製される知的作品またはレコードの原版または複製版の流通、販売、陳列、有償貸与、輸入、取得、隠匿、預託を行い、さらに、権利者またはこれらを代理する者の明示の許可なく知的作品またはレコードの原版または複製版を有償貸与する者は、第 1 項と同じ刑罰を受ける。

第 3 項 違反行為が、直接的または間接的利益目標を伴って、ケーブル、光ファイバー、衛星、電波またはその他、ユーザーが作品もしくは上演作品を選択することを可能にする何らかのシステムを通じて、場合に応じて著作者、演出家、実演家、レコードの製作者またはこれらを代理する者の明示の許可なく、需要を組み立てる者が事前に決定する時間および場所で作品または上演作品を受け取る公衆への申し出をなす場合

刑罰－2 年から 4 年までの懲役・禁錮および罰金

第 4 項 第 1 項、第 2 項および第 3 項に定める処分は、1998 年 2 月 19 日法令第 9.610 号の規定による著作権または著作隣接権の除外または限定に関する場合や、直接的または間接的利益目標を伴わない、私的使用のための知的作品またはレコードの 1 部限りの複写には適用されない。

[略]

第 334 条 禁制品の輸入または輸出を行うか、商品の入国、出国または消費によって支払われるべき関税または税の支払いの全部または一部を欺くこと。

刑罰－1 年から 4 年までの懲役・禁錮

・産業財産法（1996 年法令第 9, 279 号）

「第 189 条 標章登録に対する犯罪は、以下のいずれかを行う者が犯す。

I－権利保有者からの許可なく、登録商標の全部または一部を複製するか、混乱を起こす場合があるような方法でこれを模造すること。

II－市販製品にすでに付された他人の登録商標を改変すること。

刑罰－3 カ月から 1 年までの拘留または罰金

第 190 条 標章登録に対する犯罪は、以下の製品の輸入、輸出、販売、販売の申し出、販売のための展示、隠匿または在庫を行う者が犯す。

I－他人の標章の全部または一部の違法な複製または模造標章が付された製品

II－他人の正当な標章を含む容器、入れ物または包装に含まれる自らの工業または商業製品

刑罰－1 カ月から 3 年までの拘留または罰金

[略]

第 195 条 不正競争の犯罪は、以下のことを行う者が犯す。

[略]

IV－製品または社会的信用に混同を生じさせるために、他人の宣伝広告文句または標示の使用または模造を行うこと。

V－他人の商号、社会的信用の権原または記章を不正に使用するか、これらが付された製品の販売、展示、販売の申し出または在庫を行うこと。

VI－承諾なく、他人の製品上にその人の名称または企業名の代わりに自らの名称または企業名を用いること。

VII－宣伝広告の目的で、自らが受けていない恩賞や誉れを自らの属性とすること。

VIII－他人の入れ物または包装で粗悪品または模倣品の販売、展示または販売の申し出を行うか、その入れ物または包装を使用して、粗悪品でも模倣品でもないが同種の製品の商談をすること。ただし、本行為がより深刻な犯罪を構成しないこと。

[略]

刑罰－3 カ月から 1 年までの拘留または罰金

・ブラジル刑事訴訟法（1941 年法令第 3, 689 号）

「第 524 条 無形財産に対する犯罪の審判および判決にあたって、本法律第 I 章、第 III 章およびタイトル I の規定を以下の条に定める修正とともに遵守するものとする。

第 525 条 犯罪が痕跡を残した場合、不服申立てまたは告発は、罪体をなす物の専門家による審査とともに書面にされない場合、受領してはならない。

第 526 条 訴権の証明なく、不服申立てを受領し、申立て者が請求する予備的行為を命令してはならない。

第 527 条 捜査押収手続は、判事が任命する専門家 2 名が実施するものとし、当該専門家は、押収の根拠の存在およびその完遂の有無を立証するものとし、その専門家報告書は、手続終結後 3 日以内に提出されるものとする。

補項 手続の請求者は誰でも、押収に反対する専門家報告書に異議を申し立てることができ、判事は、専門家が挙げる理由を許容できないと認める場合、押収の実施を命令するものとする。

第 528 条 手続が完了し次第、事件簿は、報告書の承認のために判事に送付されるものとする。

第 529 条 申立て者の私訴の犯罪において、不服申立ては、報告書の承認後 30 日を経過した場合、捜査押収審査を根拠として認めてはならない。

補項 検察庁は、犯罪が公訴であって本条に定める期間内に不服申立てがなされなかった場合、申立て者が要請した捜査押収の書類を利用することができる。

第 530 条 投獄が現行犯で行われ、被告人が釈放されない場合、前条にいう期間は、8 日とする。

第 530-A 条 第 524 条から第 530 条までの規定は、不服申立てを通じて訴える犯罪に適用するものとする。

第 530-B 条 刑法第 184 条第 1 項、第 2 項および第 3 項に定める違反の場合、警察当局は、違法に製造または複製された物品のすべてを、これを存在せしめた設備、器具および材料とともに押収する。ただし、これらは、主に不法行為の実行に使用されているものとする。

第 530-C 条 押収に際して、警察の取り調べまたは手続の一部とするものとして、全押収品およびその出所についての情報の記載とともに、2 名以上の証人が署名する調書を作成するものとする。

第 530-D 条 押収の後、公式専門家またはこれができない場合、技術的能力を有する者により、全押収品の専門審査が行われ、報告書とともに、警察の取り調べまたは手続の一部となる報告書が作成される。

第 530-E 条 著作権および著作隣接権の知的財産所有者は、全押収品の真実の善意の預託者であるものとし、訴訟の申立て時に判事に提示するものとする。

第 530-F 条 罪体保全が可能であることを条件として、判事は、被害者の要請に応じて、その適法性に異議がないか、その侵害者を特定できないために刑事訴訟を開始することができないとき、押収製品または複製品の破壊を決定することができる。

第 530-G 条 判事は、有罪の判決時、違法に製造または複製された物品の破壊および押収機器の没収を決定することができる。ただし、これらは、主にそれらの物品の製造や複製に使用されていたものとし、国庫の利益のため、これらを破壊するか、州、市町村、ブラジリア連邦直轄区、公的教育調査機

関または社会扶助に寄付するとともに、経済的利益または公益のため、商用の返還を不可能にして連邦の資産に組み入れるものとする。

第 530-H 条 著作権および著作隣接権の知的財産所有者の組合は、その組合員のいずれかの損害に対して実行されるとき、自らの名称で、刑法第 184 条に定める犯罪の訴追の補助人として行為することができる。

第 530-I 条 無条件または条件付きの刑事上の公訴が適切な犯罪では、第 530-B 条、第 530-C 条、第 530-D 条、第 530-E 条、第 530-F 条、第 530-G 条および第 530-H 条に定める規範を遵守するものとする。」

押収の対象となる模倣品

前記のとおり、消費者を混乱させる知的財産権を伴う製品は、著作権や商標権侵害を含む警察の摘発および押収の対象とみなされると考え得る。実用的な視点から、視覚的に特色のある標示（商標等）を伴う物品は、より容易に特定でき、摘発により適している。

摘発の手続

法はまた、海賊行為および模倣活動が上記のとおり刑事犯罪とみなされるため、これらに対する警察の摘発を実施する裁量権を執行当局に与える。摘発は通常、模倣品を販売する多くの露店商人または店舗のある市街地で実施され、容疑者は、証言のために警察署に連行される。

そのような摘発での商品の押収後、製品は警察の専門家によって分析され、最終報告書が作成されて、知的財産所有者および／または公官庁は、その後の刑事訴訟を申し立てる必要がある。

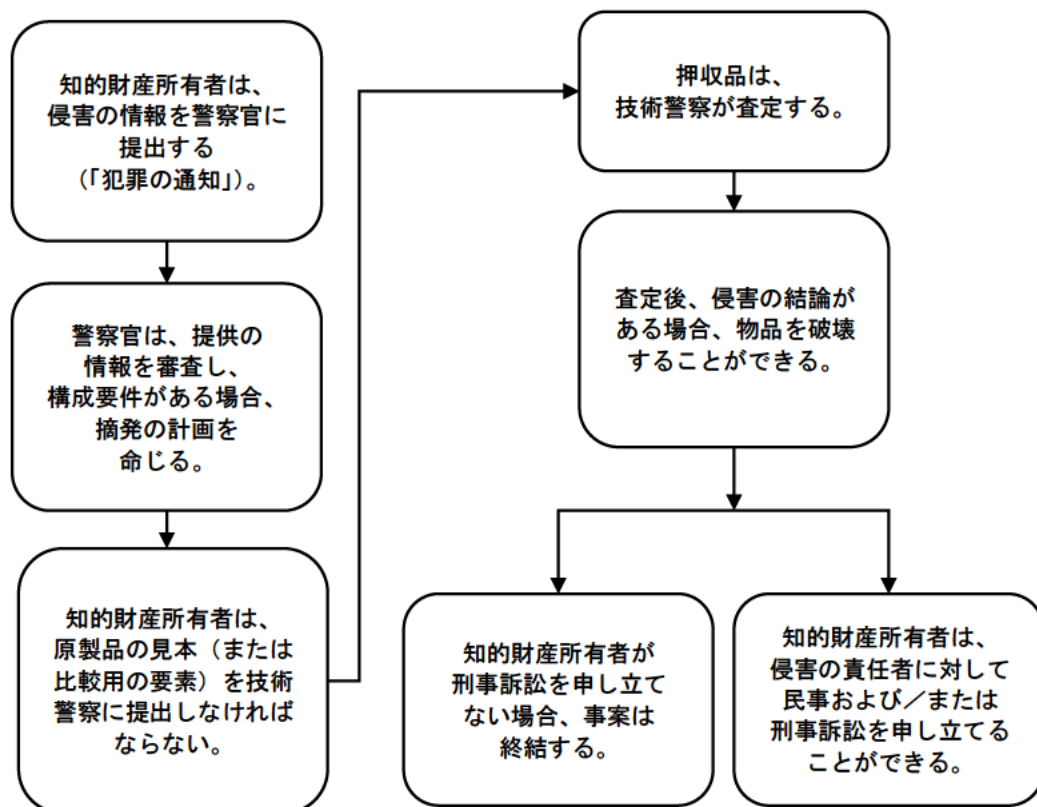
警察および刑事訴訟は、多くの状況で有効な執行救済であり、模倣活動に使用される設備機械も、押収して破壊することができる。警察の摘発の利点は、多くの侵害者に対して同時に、また事前に確認されていない侵害者に対してまで実施することができる点にある。

正式な警察手続

侵害者が使用する場所および手段に関する情報を伴う侵害の通知が必要であり、直接かかる政府の費用はない。ただし、知的財産権に関する公的情報、特に原製品および模倣品

の識別に関する情報の提出は常に重要である。通常、押収品との比較のため、原製品の提出を請求される。輸送および保管費用は、量に応じて知的財産所有者が提供すべきであり、侵害の責任者が償う可能性は低い。実際のところ、当該費用の回収のため、民事訴訟を申し立てなければならず、場合によっては、被告は費用を賠償する手段を有さない。そのような場合、すでに消費した費用に追加民事訴訟の費用を付加すべきなのかの評価が重要である。公式なまたは所定の代理人手数料も費用もないことに留意願いたい。

代表的な手続は、以下の基本的手順とみなすべきであり、州の手続があり、かつ警察官が手続の一部の手順に関する裁量権を有することから、所在地によってはこの基本図からの相違が生じ得ることを重視することが重要である。また、一部の場所では、技術警察は、私的技術専門家がその代理となる場合があることにも留意願いたい。



実際の運用

実際の運用に関する主な側面は、物品の保管および輸送能力を含む、摘発が行われる地域での警察業務に制限があるということを理解することである。場合によっては、最適な成果を達するため、特に摘発後の公的体制を補う必要があり得る。

刑事訴訟の手順

商標侵害を根拠とする訴訟は、州裁判所で、知的財産所有者による私的刑事訴追を通じて起訴される。ただし、著作権侵害（ソフトウェア侵害を除く）のほとんどの訴訟は、公官庁が提起する刑事訴訟の手段で、州裁判所で起訴される。

商標侵害の刑罰は 3 カ月から 1 年までの懲役・禁錮または罰金に及ぶところ、著作権侵害の刑罰（違反行為が経済上の結果を伴う場合）は、2 年から 4 年までの懲役・禁錮および罰金に及ぶ場合がある。

商標侵害の刑事訴追の開始前に、違法な活動を証明しなければならない。したがって、侵害者の拘留を求める訴訟の申立て前に、知的財産所有者は、予備的刑事捜査押収訴訟を先に進めなければならない。ここで裁判所が任命する専門家が製品見本の押収および審査を行う。侵害が確認される場合、専門家の意見が判事によって承認され、知的財産所有者は、それから 30 日以内に刑事訴訟を申し立てる。

著作権侵害の場合、公官庁は、職権で、または知的財産所有者の要請で、刑事上の公訴を提起することができる。双方の場合で、著作権所有者は、検察官の補助人として訴訟に参加することができる。

法はまた、海賊行為および模倣活動が上記のとおり刑事犯罪とみなされるため、これらに対する警察の摘発を実施する裁量権を執行当局に与える。摘発は通常、模倣品を販売する多くの露店商人または店舗のある市街地で実施され、容疑者は、証言のために警察署に連行される。

そのような摘発での商品の押収後、製品は警察の専門家によって分析され、最終報告書が作成されて、知的財産所有者および／または公官庁は、その後の刑事訴訟を申し立てる必要がある。

警察および刑事訴訟は、多くの状況で有効な執行救済であり、模倣活動に使用される設備機械も、押収して破壊することができる。警察の手入れの利点は、多くの侵害者に対して同時に、また事前に確認されていない侵害者に対してまで実施することができる点にある。

知的財産資産の違反行為に関する刑事訴訟その他の捜査および逮捕等、模倣品が市場に届くことを予防するための法的措置は、産業財産法第 196 条から第 206 条が規定する。一般に、こうした措置は、当局からの早急な回答が必要なときに採用される。

捜査押収手続は当初、犯罪の証拠を提出し、特許権者が専門家から特許侵害の存在に関する報告書を取得できるようにするために創設された。押収品の専門家による審査が本手続では必須だからである。通常、手続の初期段階は、申立て人が参加せずに進められ、多くの場合、手続完了時にその精勤に驚かされる。

工業財産法第 200 条に従って、産業財産に対する犯罪における刑事訴追および捜査押収の予備的措置は、刑事訴訟法第 525 条が不服申立て受領の罪体をなす押収品の専門家による審査について、第 527 条が押収の根拠を証明し、かつ全物品の真正性の有無を証明する報告書を作成するための捜査押収の実行に同行する専門家 2 名の必要性について規定するものとする。

捜査押収手続は、以下の二つの主な成果のうち一つを意図する場合がある。(a) 模倣品すべてを押収して、その違法な流通および商品化を直ちに中止させること、または (b) 押収品に偽造があるか決定するため、司法上の専門家による審査をするために十分な物品のみを押収すること。

第一の場合で、違反者の不法行為の強力な証拠があり、事実が明白に記載される場合、知的財産所有者は、産業財産法第 199 条を根拠として、刑事訴訟の申立て時に捜査押収の予備令状を求めることができる。第二の場合で、知的財産の違反行為が疑われ、さらに調査が必要な場合、捜査押収令状が、最終的に刑事訴訟を申し立てるための予備的措置として与えられる。

実際は数時間のうちに、判事は、告訴人が属性のリスクおよび勝訴の好機を論証する限り、差止めおよび捜査押収令状を与えることができる。工業財産法第 189 条から第 195 条の規定に従う、1 カ月から 1 年の間に及ぶ拘留という違反者の自由を奪う刑の言渡しを求めて、緊急措置、追い打ち措置、私的な犯罪不服申立て（すなわち知的財産権者が提起する私訴）に対する罪体を形成した。

犯罪施策の問題で、原則として、4 年以下の懲役・禁錮の言渡しは、罰金または所定基本料の支払い義務に変更される傾向にあり、常習への刺激および常習海賊行為の繰り返しを示すこととなっている。

逮捕の一部は、知的財産侵害の有罪の関連代理人である。通常、刑事判事は、知的および民事領域の濫用を単に停止するにすぎず、賠償の示談を、ひどく懲戒している違反者に残す。

実際の事案およびそこから生じる提言

事案は、最初から注意深く、特に、刑法の適用が民事訴訟と比べてより制限的な点を思料すべきである。代表的な商標侵害が生じている場合はいつでも、著作権の事例を（または法令も）採用しようとするすることがあり、これは、ブラジル著作権法が与えるより広範な保護およびより強力な刑罰に基づく。ただし、法適用の誤りは、被告人が有罪宣告を受けないおそれがある状況に達する場合がある。

そのような適用の誤りが生じた状況は、サンパウロ刑事控訴裁判所が判断し、ある事案では、判事は以下の結論に達し、最終的には警察の摘発と判決との間の時間の経過によって棄却された。

警察の記録が立証するとおり、被告人の所有者は、告訴人が使用許諾するキャラクターを付した製品を自らの施設でさらに商品化する意思をもって取得し、このことは、警察の技術専門家が言明する侵害であった。

ただし、告訴人がその控訴で行う主張にかかわらず、我々は、検察官が提示し、繰り返すとおり、本事案は、法令第 9, 279/96 号第 190 条によって特徴が示される工業法の侵害事案であって、著作権侵害ではないと理解する（略）。

（サンパウロ控訴裁判所、DC Comics、Hanna Barbera Productions Inc 他、対 Anico Com. Bijuterias e Presentes Ltda 他、刑事控訴 00944174. 3/8-0000-000、刑事部第三グループ第六法廷）

かかる瑕疵は、侵害の法的根拠を明白に立証する必要性とともに、法的手続中の何らかの遅延の可能性が、最終的な有罪判決を害するおそれがある状況に達し得るという事実を例証する。

確証として、全証拠が正確かつ適時に収集された事案は、著作権侵害に関する訴訟で、サンパウロ控訴裁判所に全被告人が有罪と認める気にさせた（サンパウロ控訴裁判所、刑事控訴 0036000-74. 2009. 8. 26. 0554、刑事部第九法廷、控訴裁判所判事 Amaro Tomé、2016 年 9 月 16 日）。本事案では、市街図がデジタル化されてデジタルメディアに違法に複製されており、著作権侵害の結論に達した。

また、刑事訴訟が、知的財産侵害者に対する強力かつ戦略的手段であるが、注意深く思料されるべきことを重視することも重要である。全知的財産侵害訴訟は相当の注意を払って申し立てられなければならないが、後に無罪と思料される人に対する刑事訴訟の不当な申立ておよび訴追は、補償および精神的損害賠償を求める賠償訴訟のきっかけとなる場合がある。

そのような状況を例証するため、スタイル化されたアーティチョークの使用が、「チナール」という名称の有名な蒸留酒（トレード・ドレスの主要素としてアーティチョークの画像も描写するもの）の商標侵害だと主張して、競争会社の所有者に対して刑事訴訟が申し立てられた訴訟からの決定を挙げる。被告人は、無罪と思料され、告訴人に対して賠償訴訟を申し立てた。事実審裁判所は原告の勝訴とし、サンパウロ控訴裁判所では、原告は以下を重視して確認した。

「(略) 補償、精神的損害賠償、拒絶された刑事不服申立ての手段による不法行為の告発。**【民事】**訴訟は、原告の勝訴とした。**【民事訴訟の】**原告の尊厳を汚し、傷つけるおそれがある訴訟の軽薄かつ無謀な申立てで、「権利確認の法的執行」ではなかった。補償は正しく立証され、(略)」

（サンパウロ控訴裁判所、Marie Pierre Eugene Visson 他、対 Wessanen do Brasil Ltda、民事控訴第 269.606-4/3-00 号、私法第二法廷、書記官判事 Theodoro Guimarães、2003 年 8 月 19 日）

その他の行政機関

模倣執行プログラムを援助するために用いられる場合がある行政機関があり、特に、消費者安全基準および／または消費者保護に責任を負う機関を思料する。そのような機関の例として、ANVISA、INMETRO および ANATEL をここに簡単に詳述する。

その他の行政機関の最初の重要な例は ANVISA であり、食品および薬品管理を担当するブラジルの機関である。実際に ANVISA は、特定の栄養補助食品、薬剤、ヘルスケア製品、化粧品、香料、個人衛生用品、清浄剤および製薬用品の認可とともに、薬剤、ヘルスケア製品および製薬用品の保管の認可を与える権能を有する。

実際に、ANVISA は認可を与える権能を有するのみならず、その管轄にある製品が必要な基準に適合しない場合はいつでも、執行および市場への対応に責任を負う。

一般的品質基準を設定するもう一つの重要な行政機関は、INMETRO（ブラジル国立計量品質技術研究所）である。INMETRO は、法的計量が働く分野での測量がすべて正確であるよう確実にする法的義務を負う連邦法人であり、国内各地に存在し、ブラジル全州の権限を与えた代表者によって測量器具および過去に測量した物品を監視する。品質の監視は、消費者市場で入手可能な認可された規制製品（繊維製品および低電圧品）の付随行為をなす活動である。

当該付随行為は、その適合性が消費者の良好な健康および安全のための保証であることから、これら製品が有効な基準および技術規則に従うよう確実にすることを目的とする。製品の使用が安全または消費者の健康を害するおそれがあるとき、INMETRO は、製品を押収し、さらなる商品化を禁じることができる。

一定の電気通信製品は、ANATEL（国立通信機関）による登録および認可もなされなければならない。したがって、認可を得ないで商品化される製品は、ANATEL の代表者が押収することができる。

結論として、原製品がブラジルの機関による特別な適合性認可を必要とするか確認することが重要であり、間接的には、こうした同機関は、正しい認可を欠く模倣品の執行の重要な助力とみなされ得る。

司法救済（民事訴訟）

民事領域での司法措置には、違反者に罰を課すことが含まれない場合（刑事領域に留保されるものであるため）、予防、制止または懲罰的性質があり得る。商標の使用を止めさせるための訴訟、搜索・押収手続および損害賠償請求は、知的財産権の違反行為に関する民事訴訟の例である。最も普通の訴訟は、一般的には損害賠償請求と合わせて、模倣品の製造、使用その他何らかの不当な利用を被告に止めさせることを義務付けるものである。

同手続は、民事的性質を有する知的財産の不正使用の中止を目的とする司法手続に適用される場合があり、刑事的性質の捜査押収手続に生じることに類似する。

一般に、権利者は、知的財産の使用中止のための民事訴訟を求めるとき、模倣品の搜索・押収を請求する。原則として可能ならば事前の専門家による鑑定を行うが、知的財産権侵害を明白に立証できるような事実も採用されうる。

そのような実行可能性にかかわらず、民事手続の範囲は、知的財産の不正使用の即時かつ確定的中止であり、通常、かかる差止めは、予備的救済の場合、保全命令または予備的差止めによって事前に達成される。

予備的救済によって得られる差止めは、蓋然性の判断から引き出されるため、予備的差止め命令が採用されて判事によって命令が下されるよう、特別な条件が留意されなければならない。緊急時として予備的救済の必要性が考えられるならば、他方当事者を審理することなく、判事が判決の効果を評価して前倒すことができるよう、その必要性を実証しやすくする要素が必要である。

よって、一方当事者は、本案判決の効果を達するために予備的差止め命令を与えられる必要性を実証するため、正当な権利の存在および遅滞によって回復不能または困難となる損害発生の可能性を証明しなければならない。

予備的差止め命令の目的は、本訴で与えられるべき終局的決定の結果を保証することである。

ブラジル産業財産法は、賠償が困難な回復不能の損害を避けるため、被告への訴状の送達前に、必要ならば現物債券または対人担保とともに、侵害またはその根拠となる行為を予備的に除去して、予備的手続を与える実行可能性を定める。

違反が明白であり続ける場合、判事は、すべての物品、製品、物、包装、下げ札その他の品目の押収を言い渡すことができる。

産業財産法によって、損害（将来の収益）は、損害を被る当事者に最も好ましい方法を考慮して精算することができ、そのために以下の基準を遵守するものとする。

- ・ 損害を被る当事者が、侵害が生じなかったならば受領したであろう利益
- ・ 著作権侵害に責任を負う被告が受領した利益
- ・ 権利侵害者が、使用許諾を受けるため、権利者に支払ったであろうライセンスフィー

すべてを考慮して、模倣者が、それによって特許を侵害する製造および／または商品化された製品の量が分かる情報および／または財務書類を提出しない場合でも、法が規定するその他の基準を使用して損害を明確にすることが可能である。

適用法

民事訴訟は、模倣者に対して用いるべき最も包括的な手段であり、より融通の利く手続でもある。その固有の性質のため、法令もまた包括的である。したがって、以下の法令は、最も重要な条項の例である。

・ブラジル民事訴訟法（2015 年法令第 13, 105 号）

「第 294 条 予備的救済は、緊急性または証拠に基づくことができる。

補項 予防的性質または判決の予備的充足としての緊急性に基づく予備的救済は、請求の申立てより前または付随的に与えることができる。

[略]

第 300 条 中間救済は、被疑請求の蓋然性を証明する要素（「権利の提示」または *fumus boni iuris*）および訴訟の有益な結果に対する損害の危険（遅滞の危険（*periculum in mora*））が存在するときに与えられるものとする。

第 1 項 中間救済を与えるため、判事は、他方当事者に生じ得る損失補償のために適切な、場合に依りて担保権または個人保証を請求する場合があります、経済的に困窮する当事者が補償を提供できない場合、担保権放棄の可能性がある。

第 2 項 中間救済は、予備的に、または正当化の弁明前に与えられる場合がある。

第 3 項 予備的な中間救済は、決定の効果が取消不能である危険性があるときは与えてはならない。

第 301 条 予備的な中間救済は、仮差押え、没収、資産の先取特権の差押え、財産譲渡に対する異議申立てその他の権利保証のための適切な措置によって、執行することができる。

第 302 条 手続上の損害賠償とは別に、当事者は、以下の場合、中間救済が他方当事者に生じさせ得る中間救済の執行にかかる一切の損失に責任を負う。

I－判決が前者に不利な場合

II－予備的に事前に得た救済が、5 日以内に被告に召喚状を送達するために必要な手段を提供しない場合

III－救済が何らかの法的仮説において有効ではなくなる場合

IV－判事が原告の請求の破棄または時効の主張を受け入れる場合

補項 損害賠償は、可能な場合はいつでも、救済が与えられた訴訟で清算されるものとする。

[略]

第 497 条 その目的物が作為または不作為義務に関する訴訟で、請求が有効な場合、判事は特定救済を与えるか、講じるべき措置を決定するものとする。

補項 損失の発生または過失もしくは故意の存在の証明は、不正の実行、回復または継続を阻止するか、その除去を目的として特定救済を与えることとは無関係である。」

・工業財産法（法令第 9. 279/96 号）

「第 202 条 予備的搜索・押収手続の他、関係当事者は以下のいずれかを請求することができる。

I－模倣、変造または模造標章が犯罪目的で使用される前に、そのいかなる作成場所または発見場所における押収

II－包装上の模倣標章または模倣標章を含む製品が流通する前のその標章の破壊（包装または製品自体の破棄が不可避である場合はそれも含む）

[略]

第 209 条 被害当事者には、本法に定めのない産業財産権の侵害または不正競争行為によって生じる損失補償としての損害賠償を回復する権利が留保されるものとする。ただし、かかる行為は、第三者の名誉または業務を害するか、商業施設、工業施設もしくはサービス・プロバイダー間または市販の製品もしくはサービス間で混乱を生じることにつながる行為とする。

第 1 項 判事は、手続自体の過程で、かつ回復不能または困難な損害を回避するため、原告の召喚前に違反行為またはこれを生じさせる行為の停止を予備的に命令することができ、必要と思料する場合、現物債券または保証の供託を命令することができる。

第 2 項 登録商標の複製または著しい模造の場合、判事は、その模倣または模倣商標を含むすべての商品、製品、物、包装、表示その他あらゆるものの押収を命令することができる。

第 210 条 逸失利益は、以下の中で最も被害当事者に有利な基準を用いて決定されるものとする。

I－被害当事者が、違反行為が生じなかったならば上げていたであろう利益

II－権利の違反行為の加害者が上げる利益

III－侵害者が合法に当該権利を利用するための使用許諾の付与を通じて、当該侵害者が権利者に支払ったであろうライセンスフィー」

・ブラジル消費者防御法（法令第 8,078/90 号）

「第 18 条 耐久性の有無を問わず、消費製品のサプライヤーは、製品が通常想定される用途を満たせない程度、あるいはその価値までも減じる程度の品質および数量の瑕疵や、容器、包装、表示または宣伝広告上に示す特徴との矛盾から生じる瑕疵に共同で責任を負い、消費者が瑕疵のある部分の交換を要求することができるように、その性質上、可能な変更十分に配慮する。

[略]

第 6 項 以下は使用および消費に不適切である。

I－効用が期限切れの製品

II－劣化、変造、不純、損傷、偽造、腐敗、偽り、生命もしくは健康への危害、危険または製造、流通もしくは発表に関する規則の不遵守があった製品

III－何らかの理由で第 37 条第 1 項に意図する用途の不備を示す製品。全部または一部に虚偽の宣伝広告の特徴を有するか、製品およびサービスについての性質、特徴、品質、数量、属性、原産、価格その他何らかのデータに関し、過失をも含む消費者を誤解に導き得るその他いずれの理由によるいかなる情報または情報発信も、混同惹起の原因として解釈される。

[略]

第 37 条 侮辱的であるか誤解を生じる宣伝広告は、禁止されるものとする。

第 1 項 全部または一部に虚偽の宣伝広告の特徴を有するか、製品およびサービスについての性質、特徴、品質、数量、属性、原産、価格その他何らかのデータに関し、過失をも含む消費者を誤解に導き得るその他いずれの理

由によるいかなる情報または商法発信も、混同惹起の原因として解釈されるものとする。

[略]

第 66 条 虚偽または誤解を生じる確約を行うか、製品またはサービスの性質、特徴、品質、数量、安全、性能、持続期間、価格または保証についての該当情報を省略すること。

刑罰：3 カ月から 1 年までの懲役・禁錮および罰金

第 1 項－申し出の提供者は、同じ刑罰を負うものとする。

第 2 項－犯罪が故意ではない場合

刑罰：1 カ月から 6 カ月までの懲役・禁錮または罰金」

訴訟手続

訴訟手続は、事実審（第一審）裁判所内で判事の面前で常に弁護士が行うところ、上訴は控訴審の判事 3 名が決定する。高等裁判所は、ブラジルの首都ブラジリアに所在し、(i) STJ（高等裁判所）は、憲法基盤上の事項に管轄を有し、すなわち、ブラジル連邦の各州の異なる控訴裁判所間での決定の調和を図っており、最後に (ii) STF（連邦最高裁判所）は、ブラジルの憲法裁判所である。前の項目は一般的なことから、以下の側面を追加の詳細とともに取り上げる。

訴訟費用は、事案を担当する弁護士によって変わる事項である。ブラジル弁護士会は、各案件で請求されるべき最低額を定めるが、費用内訳および金額は個別事項である。事案の複雑さおよび関与量は、費用の定めで考慮される変数である。事案が複雑になるほど時間もかかり、したがって、費用はより高額になる可能性がある。他方、より重要なものに関与する場合はいつでも、弁護士の人数およびより高度な注意事項を思料すべきで、これも事案の費用を増額させる。

損害賠償および救済

前述のとおり、ブラジルは連邦国であり、そのため、27 の州裁判所があり、これらが侵害訴訟の管轄を有する。原則として、民事侵害訴訟は、被告の所在地の管轄裁判所に申し立

てなければならない。ただし、例外がいくつかある。原告が、侵害が異なる裁判所の管轄地域で起こっていることを証明する証拠を収集可能な場合、訴訟は、その裁判所に申し立てることができる。紛争がフォーラム・ショッピング条項を含む契約から生じる場合も、一般原則の例外としてその条項を適用することができる。

サンパウロ（控訴審のみ）、リオデジャネイロ（第一審のみ）およびリオグランデ・ド・スル（控訴審のみ）に、知的財産に特化する州裁判所がある。最も富裕な州として、リオデジャネイロおよびサンパウロは侵害訴訟で最も重要な地域である。

他の連邦国とは異なり、ブラジルには、現地手続規則が存在しない。2015 年に施行された連邦民事訴訟法および連邦刑事訴訟法に完全に準拠する。手続規則が国全体に適用されるが、地域の不平等および一部裁判所での業務の蓄積の観点から、訴訟の平均概算時間は著しく変動する。サンパウロ州裁判所は以前、国内で最も時間がかかっていたが、デジタル訴訟事件一覧表の導入後、著しく改善した。

ブラジル産業財産法第 175 条に基づき、無効訴訟は、必ず INPI を被告として連邦裁判所に申し立てる。これは、INPI の決定に対して申し立てられる異議にも適用される。ブラジルでは、連邦裁判所は巡回裁判区 5 カ所に分類される。第一の所在地がブラジリア、第二がリオデジャネイロ、第三がサンパウロ、第四がポルト・アレグレおよび第五がレシフェである。これら巡回裁判区間で、最も重要な地域はリオデジャネイロ（INPI が本部を有する）およびサンパウロ（この州では多くの共同被告がその所在地を有するため）。連邦裁判所に申し立てられる訴訟は、州裁判所に申し立てられるものより遅く進む傾向にあるが、それは州全体として、INPI が特別期限を享受するからである。

損害賠償および救済、利用可能な救済

執行規定は、標章所有者が侵害者に対して民事および刑事双方の措置を講じることを可能にする。刑事救済には、搜索・押収、拘留および 3 カ月から 1 年までの懲役・禁錮または罰金を含む。

最も普通の民事救済は、搜索・押収、日割罰金罰に基づく侵害中止の保全命令、製品の破壊ならびに損失および損害賠償の回復である。

原告は、精神的損害および財産的損害のいずれも賠償を求めることができる。法人の場合、精神的損害賠償は、侵害が標章の悪い評判を傷つけたと裁判所が判断するときに与え

られる。財産的損害賠償の裁定の計算根拠は、ブラジル産業財産法第 210 条が定め、以下のとおりまとめることができる。

- ・ 侵害が生じなかったならば標章所有者が得たであろう利益
- ・ 標章の不当な使用で侵害者が上げる利益
- ・ 当事者が使用許諾契約を締結していたならば、侵害者が標章所有者に支払ったであろうライセンスフィー

裁判所は通常、専門家を任命して財産的損害賠償の最終額を定める。民事補償手続には時間がかかることが多く、勝訴できるかは、損害賠償の証拠および被告の経済状態による。

無効訴訟について、商標登録の無効の他、原告は、状況に応じて、商標登録の審判を請求することもできる。すなわち、標章が現地代理人または代表者による授權なく登録された場合である（パリ条約第 6 条の 7 および産業財産法第 166 条に基づく）。

差止めによる救済

予備的および終局的差止めは、侵害および無効訴訟双方で利用可能である。一方的な差止めの法的要件は、以下のとおりである。

- (i) 原告がその権利および現在の侵害に関して収集する強力な証拠の観点から、訴訟で勝訴する蓋然性が高いこと。
- (ii) 請求される救済が直ちに実施されない場合、不当な危害の危険があること。

原告は、特別措置（搜索・押収および／または保全命令）を得て、証拠保全および収集のために差止めを請求することができる。新民事訴訟法は、被告の訴訟事件摘要書の提出後に原告が請求する権利を証明する十分な証拠が存在する状況で、差止めを与えることも規定する（証拠保護（*tutela da evidência*））。この場合、裁判所が救済を直ちに与えない場合には不当な危害の危険があることを証明する必要はない。

無効訴訟について、産業財産法第 173 条は、原告が訴訟係属中の商標登録の停止を請求する権限を与える。

訴訟における証明

i) 証拠の分類

民事訴訟法によると、当事者は、「法に抵触しない」証拠（例えば、違法な手段により取得されたのではない証拠）を提出することができる。商標関連訴訟では、当事者が提出する証拠の大部分は、インボイス、宣誓供述書、写真および広告資料といった書証である。特に販売契約に関する事件であれば、証人が有用となる場合がある。特定の技術的知識（特定の市場における広告慣行など）を要求される事件では、裁判所は、意見書を提出する専門家を任命することができる。この場合、両当事者は、裁判所が任命した専門家に対し質問を行うとともに、自ら専門家を指名することができ、当該専門家は、自身の意見を提出し、裁判所任命の他の専門家が述べるに対する賛否の表明を行うことができる。裁判所に任命された専門家が述べる意見には拘束力がなく、他の証拠が専門家の意見と矛盾する場合、裁判所はこれを考慮しないことができる。

コモン・ロー法域と異なり、ブラジルではディスカバリー段階がなく、裁判所が指示する場合を除き、当事者は他方当事者から求められた証拠を提出する義務はない。原告は、他方当事者または第三者が保持する証拠を取得するため、本訴を開始する前に、要求された証拠の提出を当事者に命じる処分命令を申立て、または早期証拠提出手続を開始することができる。

通常、原告は、被告が呼出しを受けた後は申立て概要書を修正することはできない。もっとも、証拠収集のための予備的差止め命令の申立てがある場合、原告は、予備的差止め命令が付与された時点で当該申立てを修正することができる。

当事者は、第二審で新たな証拠を提出することができないが、当該証拠が上訴後に発生した新たな事実の証明を目的とするものである場合は、この限りでない。

ii) 調査による証拠収集

商標の混同の可能性を証明すること、または商標の識別力または希釈を確認することが重要な事案においては、調査が有用となる場合がある。また、調査は、特定の分野で商標が広く認知されていることの証明に資する場合があり、したがって、パリ条約第 6 条（第 2 稿）の規定による特別な保護を受ける。調査は、著名商標の判定を取得する行政手続においては義務的であり、これに関連して INPI が下した決定に対する不服申立て訴訟においても重要である。

裁判所が調査証拠の提出を命じることはほとんどない。通常、調査は当事者によって行われ、当事者は、調査を地元の専門企業に委託する。

利用可能な防御方法

商標権侵害に関する最も一般的な防御方法の一つは、侵害が主張される商標の登録の無効を主張することである。しかし、この場合、連邦裁判所において無効訴訟を提起しなければならず、このため二つの異なる裁判所に訴訟が提起されるという煩雑な状況が生じる。民事訴訟規則に基づき、侵害訴訟を取り扱う州裁判所は、無効訴訟の結果を待つ間、1 年間は当該訴訟を留保することができる。

もう一つの一般的な防御方法は、希釈化（すなわち、同じ分野に類似の標章が多数あるため、標章が識別力を失うこと）の主張、または侵害された標章が弱いという主張である（例えば、記憶を喚起する商標）。このような場合、裁判所は類似の標章の共存を命じることができる。

もう一つの一般的な防衛は、専門化の原則である。この原則の下では、標章に与えられる保護は、その登録が認められた商品およびサービスに限定されている。したがって、商標所有者が当該標章の評価および混同または不当な連携の可能性を証明できない限り、異なる製品およびサービスにおける登録商標の使用については、侵害の主張は成功しない可能性がある。

商標権侵害および不正競争の事案において、もう一つの主要な防御方法は、先行する標章の識別力の欠如および標章間の混同の欠如の主張である。トレード・ドレスの事案では、被告は、自己のトレード・ドレスが自己の市場で規定されたパターンに従ったものであり、したがって消費者が知的財産所有者のトレード・ドレスを特有のものと認識していないことを証明しようとする場合がある。

当事者は、反訴を提起することができる。

上訴手続

ブラジルの訴訟規則は、上訴を多く受理しすぎるという点で、強い批判を受けてきた。この点について、改正民事訴訟法は、抗告申立ての可能性を大幅に減少させることによる解決を試みた。現在、抗告は、予備的差止め命令に関連した決定など、一部の中間決定に対してしか行うことができない。

当事者は、第一審裁判所によって行われた本案判決に対して上訴を提起することができる。上訴は、3 人の裁判官により審理される。反対意見のある事案については、裁判官がさらに 2 人多く審理に参加する。

当事者は、第二審判決が憲法規定に違反し、または類似事案の裁判例と矛盾すると考える場合、最高裁判所に特別上訴を提起することができる。最高裁判所はブラジルに所在し、憲法の標準化を統括している。最高裁判所の判決は、一般的には他の事案を拘束するものではないが、その影響力は強く、下級裁判所にとって何らかの指針となる。

当事者は、第二審判決が憲法規定に違反していると考えられる場合、最高裁判所に非常上訴を提起することができる。この訴えが行われることはめったにない。

証拠収集

産業財産法は、被害者が刑事訴訟とは別個に民事訴訟を提起し、仮差止命令による救済および損害賠償を求めることができると規定する。産業財産法および民事訴訟法のいずれも、仮差止命令および／または搜索押収命令の付与を認める。かかる内容の差止命令を得るため、権利者は、以下の手続要件を満たす必要がある。

- ・ 権利者の権利の証拠。
- ・ 侵害の実質的かつ疑いのない証拠。
- ・ 差止命令が認められなかった場合に被る危険性のある合理的な損害の程度を証明する要素。

一部の執行環境においては、裁判所に行く前に侵害行為の停止通告書を発することが推奨される。

著作権侵害について、著作権法は、侵害者が現在所持している著作権を侵害するすべてのコピー品を権利者に引き渡し、侵害者が製作した残余のコピー品については、それが売却された価格または売却される予定であった価格を権利者に支払うことを、侵害者に義務付ける。また、著作権法は、違法コピー品の数量が不明である場合、侵害者が押収された数量に加えて、3,000 個分のコピー品の価格を支払わなければならないと規定する。

ブラジルの法制度は、知的財産権侵害に対する他の類型の民事執行救済についてもあらかじめ規定している。一般的に使用される手続の一つとして、侵害の証拠が消滅または変

更される可能性がある場合に通常使用される早期証拠提出のための予備的措置がある。同様に、ソフトウェア侵害に対する手続については、権利者は、裁判所の専門家報告書による同意を得て、当該裁判所の意見内容に基づき、損害賠償を請求する民事訴訟を提起しなければならない。

最終的に、知的財産権の侵害による損害賠償義務が生じる。この点について、産業財産法は、損害賠償額が被害者に最も有利な以下の基準に基づいて計算されることを規定する。

- ・ 侵害が発生しなかったならば被害者が得られたはずの利益。
- ・ 権利を侵害した当事者が得た利益。
- ・ 侵害者が合法的な権利の利用を許可するライセンスを取得していれば、知的財産所有者に支払ったはずの報酬。

懲罰的損害賠償の請求が可能だが、認められた例はほとんどない。

民事賠償手続は、しばしば遅滞し時間を浪費するものであり、手続が成功するか否かは損害または状況の証拠、被告の財務状況に左右される。

過失に関する訴訟

過失に関する訴訟とは、ケアまたはサービスの提供中、合理的な注意を怠り、被害者に損害を与えた個人または法人に対し提訴する民事訴訟である。行為に過失があったことが証明された場合、何人も過失訴訟を提起される可能性がある。過失訴訟について結論を得るためには、損害がサービスの水準により引き起こされたことを被害者が証明することが不可欠である。

理論上可能と考えられるとしても、損害を受けた消費者が、模倣品に対し強制する義務の懈怠に基づき、権利者に対し訴訟を提起した前例はない。消費者は、権利者に対し訴訟を提起する場合には、以下の要素を特定する必要がある。模倣を停止させる権利者の義務、不作為によりかかる義務に違反したこと、かかる義務違反と模倣品により消費者に生じた損害との関連性である。

同様のアプローチが消費者ではなく権利者によって取られる場合として、権利者が、模倣者による模倣品の販売および商品化のために使用された不動産の所有者に対し、貸主に自己の財産の合法的な使用についての義務があることを主張して、過失訴訟の提起する場合

がある。最初の事案は、ブラジルのよく知られた商標の権利者が、模倣品の流通で有名なショッピング・センターに対して提起した事案である。審理裁判所の判決および上訴裁判所の判決¹⁹は、当該ショッピング・センターの非を認めたが、貸主の監視義務に基づく過失ではなく、貸主が知的財産権の共同侵害者であることを法的根拠とするものだった。

実際の事案および教訓

ブラジルの法制度に存在する模倣に対する全手続および対策は、正確な事実に背景において適用される場合には有効である。侵害者が知られている企業であり、事業活動が特定されている場合には、常に民事訴訟を検討すべきである。民事訴訟においては、（他の手続における場合と異なり）原告が手続を支配することができることが主な理由である。さらに、すでに述べたように、これは権利者が補償を得ることができる唯一の解決方法である。

権利者が慎重に検討すべきシナリオは、主張される侵害が商標自体ではなく、アイデアやマーケティング・コンテキストといったコンテキストやおよび／または追加要素である場合に開始される。かかる状況において、フランスの会社 Danone は、競合商品に関する被疑侵害について、スイスの Nestlé に対し訴訟を提起した。

このような事案は、成功と失敗のシナリオを提供してくれる。Danone がまず、Nestlé グループのブラジル企業に対して民事訴訟を提起し、広告キャンペーンで Danone および Activia のブランドの使用を阻止しようとしたことは、言及に値する。Danone によると、2007 年 1 月以降、Nestlé は、「不当でこれみよがしな」方法で比較広告を行う Nesvita の広告映画の放送を開始した。第一審判決は、日割の罰金に基づき、Danone ブランドとの比較広告をこれ以上行わないことを Nestlé に命ずる判決を下した。また、補償も認められた。サンパウロ上訴裁判所は、当該広告には Danone 製品に対する攻撃のいかなる含意も示唆もないとの見解を破棄した。

当該事案の報告者は、次のように述べている。「Nesvita および Activia ブランドにはいかなる類似点もなく、消費者に混同をもたらすおそれはない。また、Danone ブランドを貶め

¹⁹ サンパウロ控訴裁判所、控訴第 605.855-4/7 号。Calinda Administração e Participação Ltda. (Shopping 25 de março) 対 Frutex Indústria e Comércio Ltda. (Trak&Field). 第 4 民事法廷、2008 年 12 月 11 日。

ることなく客観的な説明が提供されており、したがって登録商標の侵害または不正競争もない。」²⁰

識別力、消費者の認識および潜在的な消費者の転換および／または混同の証拠を提示することの必要性は、いかなる民事事件においても、あらゆる場合に極めて重要である。補償ならびに財産的損害または知的財産権および／もしくはその所有者の評価に関する損害の証拠を提示する必要性についても、同じことが言える。

²⁰ STJ. REsp 1377911 / SP, Rel. Minister Luis Felipe Salomão、第4法廷、2014年10月2日判決

インターネットにおける模倣品の違法販売への対策

ブラジルには、オンライン上の知的財産権侵害のみに特化した法律はないが、「インターネットに関する権利枠組み」または略して「インターネット法」として知られる法的枠組みおよびインターネット法（法令 12,965/14）がある。同法は、オンライン上の模倣行為に対する執行制度について定める。オンライン侵害を扱う判例法は、ブラジル国境内で発生した事実に起因しまたは影響が生じた紛争については、ブラジルに管轄権があると述べる。

オンライン・フォーマットであることから、インターネット上で最初に模倣のターゲットとなるのはソフトウェアそれ自体である。英国企業 NetNames による調査では、2016 年 10 月までに、ブラジルで使用されている海賊版ソフトウェアとして、9,820 件が記録された（最多は米国だった）。このことから、月あたりおよそ 1,000 の違法ソフトウェアがインストールされていることが分かる。さらに、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）の調査によれば、ブラジルのコンピューターにインストールされているソフトウェアの 47%は違法である。2015 年には、海賊版ソフトウェアに対し 1,700 億ドルが支払われた。²¹

ここですでに論じたその他の侵害行為および模倣行為と同様に、オンライン侵害も民事訴訟および刑事訴訟として州裁判所に提起される。知的財産権の有効性の主張および特定の国際的なオンライン侵害は、連邦裁判所の管轄に属し、連邦裁判所において訴えを提起しなければならない。

訴状には、侵害された権利、事実、およびこれらの権利・事実と被告（例えばウェブサイト管理者、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）など）との関連性の証拠を提示しなければならない。被疑侵害について責任を負う当事者を特定することは、義務的ではないが、判決が有効性なものとするため推奨され、通常は必要とされる。

これまでの裁判例では、特に ISP が知的財産所有者から最初に通知を受けた後、対応を怠りまたは是正を行わなかった場合、ウェブサイトで利用可能な情報に関し、ISP の責任が認定されてきた。しかし、2014 年に制定されたインターネット法が頻繁に言及され、第三審まで発展し、終局判決となった。同法の 32 の条項中で最も重要なのは、同法の根拠、原則、目的および概念について規定した同法第 1 章である。インターネット・ユーザーの権

²¹ 出所：
https://seguranca.uol.com.br/antivirus/dicas/curiosidades/pirataria_no_brasil_cresce_em_2016_e_registros_batem_recorde.html#rmcl

利および保証、ネットワークの中立性および安全性、公的機関の役割に関する判断の他に、同法は、インターネット・サービス・プロバイダーの責任に関する指針および執行システムについて規定している。同法において、インターネット・サービス・プロバイダーは、その種別（基幹回線、電子メール、アクセス／接続、アプリケーションまたはコンテンツ・プロバイダー）に応じて異なる基準に従う。

要約すると、アプリケーション・プロバイダーがインターネット・アプリケーションへのアクセス記録を保持しないことを選択できるということは、当該プロバイダーが第三者によるこれらのサービスの使用に起因する損害について責任を負うことを意味するものではなく（第 17 条）、また、インターネット・サービス・プロバイダーは、第三者が作成したコンテンツに起因する民事上の損害に対して責任を負わない（第 18 条）。

模倣品対策に関する限り、本法により導入された最も重要な変更は、ブラジルの制度が「通知および削除レジーム」から「差止命令の決定および削除レジーム」に移行し、これによりインターネット・アプリケーション・プロバイダーは、裁判所の命令後、当該命令の枠組みおよび時間の中で、侵害コンテンツを利用できないようにするための何らの措置も講じない場合、第三者により作成されたコンテンツから生じる民事責任の対象となる（第 19 条）。ただし、この規定は、著作権またはそれに関連する権利の侵害には適用されない。

ブラジルのドメイン名登録機関は、2010 年 10 月以降登録されたすべての「.br」ドメイン名について、裁判外の紛争処理手続を採用した。この手続は、国際的な制度に類似したものであり、時間と費用を削減して効果的なドメイン名の保護につなげることを目的としている。

管轄当局および適用法

ブラジル法の下では、インターネットにおける商品の流通について管轄する行政機関または政府機関は存在しない。ブラジルのインターネットは、ブラジルにおけるすべてのインターネット・サービスのイニシアチブを調整および統合し、ならびに技術品質、技術革新の促進、利用可能なサービスの普及を目的とした 1995 年 5 月 31 日付[省間規則第 147 号](#)（2003 年 9 月 3 日付[大統領令第 4,829 号](#)により改正）により創設されたブラジル・インターネット運営委員会（CGI.br）がこれを統括している。

CGI.br のウェブページで説明されているとおり、CGI.br は、政府、民間セクター、第三セクター、学界からの構成員から成り、ネットワークの設置、管理および使用にかかわる決定に社会が効果的に参加することを目的として、独自のインターネット・ガバナンス・モデルを構築している。2004 年 7 月以来、CGI.br は、多国間主義、透明性と民主主義の原則に基づき、討議に参加し、インターネットに関する重要事項について政府と議論する市民社会の代表者を民主的に選出してきた。

インターネットの行政手続に対する権限を除いて、知的財産権侵害に対する執行は、依然、警察および司法当局の管轄下にある。

・インターネットに関する権利枠組み（法令第 12,965/14 号）

「第 18 条 インターネット・サービス・プロバイダーは、第三者により作成されたコンテンツに起因する民事上の損害について責任を負わない。

第 19 条 表現の自由を保障し検閲を防止するため、インターネット・アプリケーション・プロバイダーは、特定の裁判所命令後、自己のサービスの枠組み内で、命令が定める時間内に、違法と特定されたコンテンツを利用できないようにするため何らの措置も講じなかった場合においてのみ、第三者により作成されたコンテンツから生じる損害につき民事上の責任を負う（別途法律に定める場合を除く）。

第 1 項 上記裁判所命令においては、侵害の確認された特定のコンテンツが、目的物の位置確認が疑いなく行える程度に、明確に特定されていなければならない、特定されない場合、当該命令は無効である。

第 2 項 著作権または関連する権利の侵害に関する本条の実施は、特定の法律規定に従うものとし、連邦憲法第 5 条に規定する言論の自由その他の保障を尊重しなければならない。

第 3 項 インターネット上で提供されるコンテンツに起因する名誉、評判または人格権にかかわる損害賠償を求める損害賠償訴訟は、インターネット・アプリケーション・プロバイダーによる関連コンテンツの削除を求める訴訟とともに、特別の小規模事件裁判所に提起することができる。

第 4 項 裁判官は、第 3 項に定める手続を含め、議論の余地のない証拠が存在する限り、インターネット上の当該コンテンツの入手可能性に対する社会

全体の利益を考慮し、当初の訴状が請求する結果の一部または全部をあらかじめ認容することができる。ただし、著作者の主張の真実性、回復不可能または回復困難な損害が生ずる合理的なおそれという要件が満たされていることを要する。

第20条 法律または裁判所命令で別途規定されている場合を除き、インターネット・アプリケーション・プロバイダーは、第19条に述べるコンテンツにつき直接の責任を負うユーザーの連絡先情報が利用可能である場合はいつでも、裁判所命令の執行に関する情報とともに、ユーザーが裁判所に法律上の不服申立てを行い抗弁を提出することが可能となる情報をユーザーに通知する義務を負う。

補項 利用できなくなったコンテンツの提供者であるユーザーから要請がある場合、この行為を組織的かつ専門的な方法で、商業目的のため実施するインターネット・アプリケーション・プロバイダーは、利用できなくなったコンテンツを、当該コンテンツが利用できない理由を述べた説明文または裁判所命令の本文と置き換えなければならない。

第21条 第三者が作成したコンテンツを提供するインターネット・アプリケーション・プロバイダーは、当事者の許可なくなされたヌードまたは性的行為を含む私的な画像、動画その他の資料の開示に起因するプライバシーの侵害について責任を負う。ただしインターネット・アプリケーション・プロバイダーは、当事者またはその法的代理人から通知を受領した後、技術的に可能な範囲で誠実に当該コンテンツを削除することを怠った場合にのみ、当該責任を負う。

補項 上記に定める通知には、当事者のプライバシー権を侵害したと主張される資料を具体的に特定し、当該要請を行った当事者の正当性を確認することが可能となるだけの十分な内容が含まれていなければならない。

第22条 利害関係者は、民事または刑事訴訟手続の証拠を作成する目的で、偶発的な性質または自発的な性質のものであるかを問わず、記録を保管する団体にインターネット・アプリケーションへの接続またはアクセス・ログの提供を命じる決定を下すことを請求することができる。

補項 上記の要請には、不許可の罰則のもと、以下のものが含まれるが、他の法的要件が損なわれることはない。

I－違法行為が発生したことの正当な証拠。

II－調査または証明力のある指示に関して要請された記録の有用性の正当化を目的とする証拠。

III－記録が対応する期間。

第 23 条 裁判官は、受領した情報を秘密に保持し、ユーザーの平穩、私的生活、尊厳および肖像を保護するため、必要な措置を講じる義務を負う。裁判官は、記録保持の要請に関するものを含め、裁判の秘密事項を決定することができる。

[略]

第 31 条 特に第 19 条第 2 項に規定された法律が発効するまで、著作権または関連する権利が侵害された場合において、第三者が作成したコンテンツに起因する損害に関するインターネット・アプリケーション・プロバイダーの責任は、本法律の発効日に有効な著作権関連法に準拠する。

・命令第 7,962/13 号（イーコマースにおける契約）

第 2 条 消費者契約の申込みまたは締結に使用される電子ウェブサイトその他の電子的手段は、目につきやすく目立つ場所に、以下の情報を掲示しなければならない。

I－会社名、および国内個人登録簿または財務省の国内法人登録簿上の供給者の登録番号（もしあれば）。

II－実際の住所、電子アドレスならびに位置確認および連絡に必要なその他の情報。

III－製品またはサービスの本質的な特性（消費者の健康および安全へのリスクを含む）。

IV－配送費用や保険費用といった追加費用または付随費用の価格の区別。

V－申込みの全条件（支払い方法、サービスの利用可能性、形式および実施期間、または製品の配送方法または利用可能性を含む）。

VI－供給物の受領に関する制限についての明確かつ明白な情報。

インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）の法的責任

インターネット法第 19 条（上記参照）は、オンライン商標侵害に関する重要な規定である。同条によると、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）は、特定の URL で利用可能なコンテンツの削除を命じる裁判所命令に従わなかった場合に限り、当該削除されていないコンテンツにつき責任を負う可能性がある。

このことは、権利者は、削除命令を取得するために、侵害コンテンツが掲載されたページの URL を特定する必要があることを意味する。したがって、ISP は裁判所の命令なしに侵害コンテンツを削除することができるが、削除する義務を負うものではない。これは、米国のデジタルミレニアム著作権法に定める「ノーティス・アンド・テイクダウン」システムとは大きく異なる。

このことが、インターネット法制定後、知的財産権侵害への対処方法が法的に不確実になるという状況につながった。実際、著作権（インターネット法第 31 条に明記されている）について考えるだけでも、上級司法裁判所が特別抗告 RESP1512,647 を決定するまで、不確実な状態が存在した。同決定（拘束力はないが、権威ある指針とみなされる）において、裁判所は、違法なコンテンツを共有することを主要な目的として効果的に侵害を助長した場合に限り、プロバイダーが責任を負うことを確認した。

ISP の合計損害額に関しては、産業財産権の場合には、すでに本書で触れたブラジル産業財産法の規定を適用すべきであることが明らかである。著作権の場合、ブラジルの法制度にはインターネット上の無許可複製から生じる損害を数値化する特別な規定がない。損害に関するブラジル著作権法の主な規定は、下記の第 103 条である。

第 103 条 著作権所有者の許可を得ることなく文学的、芸術的または科学的著作物を発表する者は、押収されたコピー品を没収され、販売したコピー品の価格を著作権所有者に支払う。

補項 違法発行物にあたるコピー品の数量が不明である場合、侵害者は、押収されたコピー品の価値に加えてコピー品 3,000 件分の価値を支払う。

多数の学者が、かかる規定はデジタル世界では不適切であると考えている。そのため、学者は、ブラジル民法の一般規定がオンライン侵害に適用されるべきであると主張している。民法は、実際に発生した損害の拡大を考慮した上で損害の総額が確定されると規定している。かかる損害には、利益の逸失、財産的損害、精神的損害などが含まれる。ブラジル法は懲罰的損害について規定していないが、ブラジル民法は、損害を数値化するため侵害の状況を評価すべきであると規定しており、反復的な侵害が支払額を増加させる原因になるとみなしている。

著作権侵害に関する損害の評価基準として採用される可能性のあるもう一つの基準は、請求されるはずであったライセンス料である。このため、ブラジルの裁判所は、通常、関連する市場における一般的なライセンス料を証明するための技術的証拠の作成を命じる。

インターネット上の侵害の停止

インターネット上の侵害を停止させるにあたっては、依然として侵害行為の停止通告書を送付すること、および／または侵害を除去するため ISP に連絡することが主要な手段となっている。通常、ISP からの返答は遅いため（返答がない場合もある）、ブラジルのインターネット法の規定に基づき訴訟を提起することが不可欠となる。

侵害者を確認できない場合、不明な被告に対して訴訟を提起し、侵害者の識別情報（通常、アクセス・データおよび接続データ）を開示および侵害情報の削除を ISP に命じる裁判所命令を発することを裁判官に求めることができる。かかる情報は、侵害者を特定するため、インターネット接続を管理するインターネット・サービス・プロバイダーに対して利用することができる。識別情報の確認後、侵害者に対する訴訟が継続される。

ISP は、請求された情報を提示しない場合および／または侵害情報を削除しない場合に限り責任を負う。

ドメイン名の取扱い

最上位ドメイン名「.br」以下のドメイン名については、これを目的として特別に創設された裁判外紛争処理制度を利用することができる。SACI（ポルトガル語の頭字語）は、the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers の統一ドメイン名紛争処理方針を

受けて制定された。SACI に基づき、ドメイン名は、1 人または 3 人の審査員で構成される審査会において、取消し、移転または維持される。当該手続はポルトガル語で行われ、NIC.Br（「.br」ドメインを管理する団体）が認定する機関により運営される。ただし、SACI の決定については、裁判所で争うことができる。

実際の事案およびその教訓

前述の特別上訴裁判第 1.512.647 号は、言及に値する重要な事案である。同裁判は、著作権侵害の事案における ISP の責任に関しいくつかの指針を提供するにとどまらない。問題の事案は、映像制作者が ISP に対し教育用ビデオの違法なコピー品の販売を申し込む複数のサービスを削除するよう請求する訴訟を提起したものである。同制作者は、損害賠償の請求も行った。

同制作者によれば、ISP は侵害行為の停止通告書を受領した後、サービスを削除しなかったというのだが、ISP は、侵害ページの正確な URL が侵害行為の停止通告書で通知されなかったと主張した。判決は、ISP に対し以下の命令を下した。(i) 制作者に専門家が確定する金額、それが不可能な場合にはブラジル著作権法第 103 条に基づく金額の損害賠償金を支払うこと。(ii) 侵害ページを削除すること。同事案はインターネット法の施行前に生じた事案であるが、報告裁判官は、同法が定める原則に即した判決を下すことが望ましいと考えていた。以上より、同裁判官は、同事案が主観的責任の事例であることを確認し、同事案の主題がインターネット法により想定されていないものであることから、ブラジル著作権法が適用されることを強調した。

権利者が情報を取得できず、および／または被疑侵害者に対して権利を行使できない場合はいつでも、失敗を検討する必要がある。このような場合の主な問題点は、ISP を実際の侵害者に到達する手段と考えるべき一方で、ISP 自体に対し義務を強制している点である。失敗および権利者に不利な判決がその後権利者に有利な結果に変更された事例は、サンパウロ上訴裁判所に対する上訴第 2191441-46.2017.8.26.0000 号の判決に見ることができる。同裁判は、Ebazar（ブラジルの有名な電子市場）に対し、商標「THUMB CHUCKS」の違法な使用について提起されたものである。第一審判決は、侵害の証拠が不十分であることを根拠として差止命令を却下し、専門家の意見が得られた後でなければ差止命令を発することはできないと強調した。

このような状況を打開するためには、以下の説明が不可欠である。(i) 電子市場を管理する企業は、侵害を停止させる情報および要素を有する唯一の企業であること（説明責任に

かかわらず)。(ii) 原告が紛争の対象である知的財産権の所有者である(または正当な使用者である)ことの明確かつ説得力のある証拠を提示すること。

ブラジルにおける知的財産の保護および模倣の防止に関する NPO および NGO の概観

一般に、知的財産権を専門分野とするブラジルの団体（NPO および NGO）は、研究と企業および実務家と INPI の研究および連携により大きな関心を寄せている。知的財産法律事務所および／または企業と関係のある団体や組織もあるが、その優れた一般的結果および成果を考慮しても、当該団体および組織の活動には偏りがある。

知的財産を対象として長期にわたるサービスおよび研究を行っている団体のリストは、以下のとおりである。

- ABPI (Brazilian Association of Intellectual Property)

ABPI は、1986 年に設立された非営利団体で、産業財産権の研究を行っている。ABPI は、AIPPI の国内グループで構成され、会議、議会およびワークショップを推進するとともに、知的財産に関連したテーマの出版物を編纂し、知的財産に関する法制度、理論および法体系の改善を目的とした研究委員会および作業部会を維持運営している。また、同組織は、INTA（国際商標協会）や AIPPI（国際知的財産保護協会）といった国際イベントにも参加している。

- ABAPI : Brazilian Association of the Agents of Industrial Property

40 年代に創設された同団体は、知的財産権の利益の保護を主要な目的としており、また、職業実務倫理の促進ならびに知的財産権および関連分野の研究でも活動を行っている。ABAPI は、INPI に正式に登録し、定型している知的財産代理人のみを招集している。

- ASPI : São Paulo Association of Intellectual Property

1983 年に創設された同団体は、産業財産権に関する知識の普及およびサンパウロの chizai 専門家の権利および義務の保護を目的としている。

- ABRAL : Licensing Brazilian Association

ABRAL は、1998 年に設立された非営利団体であり、ブランドのライセンスおよび知的財産に関与しているライセンサー、代理業者、ライセンシー、制作者、販売店、小売業者その他の部門を招集している。

- ABF : Brazilian Association of Franchising

ABF（ブラジルフランチャイズ協会）は、フランチャイズと命名されたビジネス・モデルの技術開発および制度開発を促進するという使命のもとに設立された非営利団体である。現在約 1,300 人のメンバーを擁する同団体は、フランチャイズ制度に関与するすべての者（ブラジルにおいて良質なフランチャイズ実務を保証し普及させるフランチャイザー、フランチャイジー、コンサルタントおよびサービス・プロバイダー）を呼び集めている。また、ABF は、ブラジル政府と密接に協力して、ブラジルにおける登録役務商標および商品商標の不正使用を間接的に助長しているセクターに対する国家政策を強化・実施している。

知的財産保護に関連する政府機関の連絡先

知的財産保護に関するブラジルの法制度は、諸外国の制度と同じく統一されていない。むしろ、多数の政府機関が重複して存在する。主な政府機関およびその連絡先は以下のとおりである。

- Brazilian Agency of Intelligence (ABIN)
電話番号 : +55 61 3445-9000
業務時間 : 月曜日から金曜日、午前 7 時から午後 7 時
E メール : falecomabin@abin.gov.br
www.abin.gov.br
- Brazilian Federal Revenue Secretariat—Ministry of Finance
模倣および密輸防止プログラム—命令—法令第 2, 781/98 号により創設

<http://idg.receita.fazenda.gov.br/contato/unidades-de-atendimento>
- Brazilian Health Regulatory Agency (ANVISA)
電話番号 : +55 61 0800 642 9782
業務時間 : 月曜日から金曜日、午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分
E メール : sic@anvisa.gov.br
<http://portal.anvisa.gov.br/>
- Brazilian National Library's Copyright's Office (EDA-FBN)
電話番号 : +55 21 2220-0039
業務時間 : 月曜日から金曜日、午後 1 時から午後 4 時
E メール : eda@bn.gov.br
www.bn.gov.br/servicos/direitos-autorais
- Ministry of Industry, Foreign Trade and Services
電話番号 : +55 61 2027-8184/7666
業務時間 : 月曜日から金曜日、午前 8 時から午後 6 時
E メール : sic@mdic.gov.br
www.mdic.gov.br

- National Consumer Secretary (SENACON) –Ministry of Justice
電話番号 : +55 61 2025-3112
E メール : gab.senacon@mj.gov.br
www.justica.gov.br/seus-direitos/consumidor
- National Council Against Piracy and Crimes Against Intellectual Property–Ministry of Justice
電話番号 : +55 61 2025-3199
業務時間 : 月曜日から金曜日、午前 8 時から午後 7 時
E メール : cncp@mj.gov.br
www.justica.gov.br/sua-protecao/combate-a-pirataria
- National Institute of Industrial Property (INPI)
電話番号 : +55 21 3037-3373/4049
業務時間 : 月曜日から金曜日、午前 10 時から午後 4 時 30 分
E メール : sic@inpi.gov.br
www.inpi.gov.br

[経済産業省委託事業]

ブラジルにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査

2018 年 3 月

禁無断転載

[調査受託]

Kasznar LEONAEDOS INTELLECTUAL PROPERTY

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。